

経済産業省_平成29年度大学向け安全保障貿易管理説明会_〈近畿（大阪）説明会〉

名古屋大学における安全保障輸出管理

名古屋大学
学術研究・産学官連携推進本部
安全保障輸出管理
宮林 毅

内容

1. 名古屋大学の概要（数字で見る）
2. 安全保障輸出管理の体制とシステム
3. 事例 1 _貨物の輸出・技術の提供
4. 事例 2 _留学生等の受入
5. 電子申請システムの導入効果（紙・メール申請では得にくい効果）
6. 監査
7. 啓発活動
8. 技術流出防止
9. まとめ

■大学の規模によらず輸出管理の中身は変わらない。

相談、事前チェック、取引審査、輸出（提供）、監査の一連のプロセスは共通である。

相違点は、件数と審査員数の違いである。

1. 名古屋大学の概要（数字で見る）

1.1. 名古屋大学の概要：数字で見ると

○ 学生数（2017年5月1日現在）

学部学生 : 10,115名
 大学院学生 : 6,272名
 留学生 : 2,232名
 外国人研究員 : 1,345名

○ 教職員数（2017年5月1日現在）

教員 : 1,730名 (2,533)
 職員等 : 2,158名 (2,356)

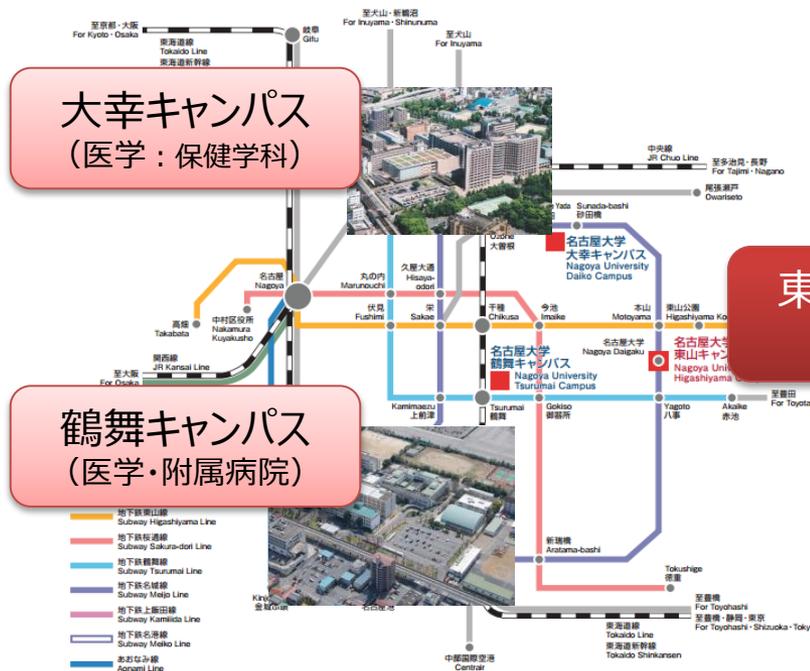
()は
含む任期付

(2016年度) 79.9% アジア

(2016年度)

○ 学部／研究科／附属研究所

9 学部／14 研究科／3 附属研究所



大幸キャンパス
(医学：保健学科)

東山キャンパス
(本部)

鶴舞キャンパス
(医学・附属病院)

○ グローバル化の推進

- ・海外協定校等とのネットワーク拡大
- ・G30、世界展開力の強化
- ・世界からの優秀な学生の受入れ
- ・キャンパスの国際化
- ・<松尾総長プラン>



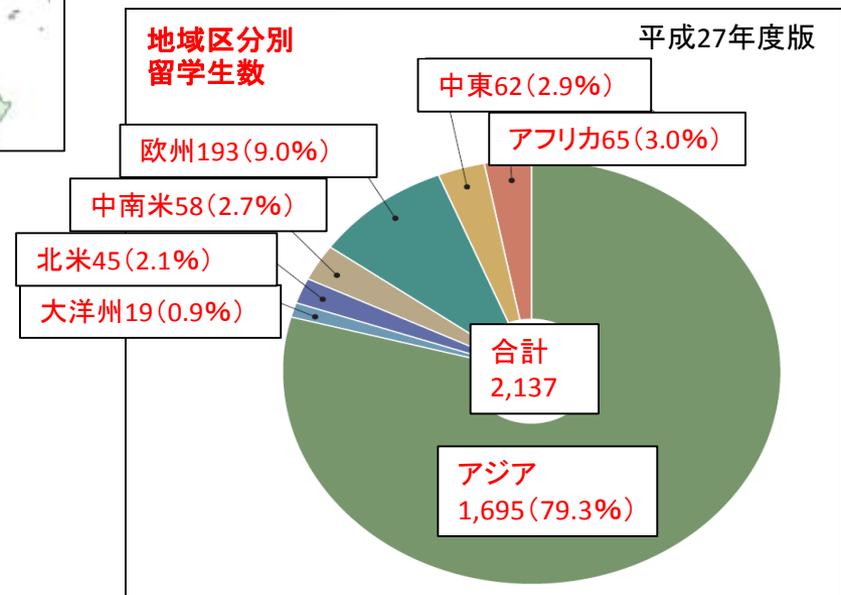
1.2. 名古屋大学の概要：アジアからの留学生80%

海外拠点・受入
はアジアが中心



- A) インドネシア・日本法教育研究センター (インドネシア)
- B) カンボジア・日本法教育研究センター (カンボジア)
- B) カンボジアサテライトキャンパス拠点 (カンボジア)
- B) カンボジア事務所 (カンボジア)
- C) バンコク事務所 (タイ)
- D) 中国交流センター (中国)
- E) フィリピン事務所 (フィリピン)
- E) フィリピンサテライトキャンパス拠点 (フィリピン)
- F) ベトナム・日本法教育センター (ベトナム・ハノイ)
- F) ベトナムサテライトキャンパス拠点 (ベトナム・ハノイ)
- F) ベトナム事務所 (ベトナム・ハノイ)
- F) 内視鏡トレーニングセンター (ベトナム・ハノイ)
- G) 内視鏡トレーニングセンター (ベトナム・フエ)
- H) ベトナム・日本法教育研究センター (ベトナム・ホーチミン)
- I) ミャンマー・日本法律研究センター (ミャンマー)

- I) 内視鏡トレーニングセンター (ミャンマー)
- J) モンゴル・日本法教育研究センター (モンゴル)
- J) フィールドリサーチセンター (モンゴル)
- J) モンゴルサテライトキャンパス拠点 (モンゴル)
- J) モンゴル事務所 (モンゴル)
- K) ラオス・日本法教育研究センター (ラオス)
- K) ラオス事務所 (ラオス)
- K) ラオスサテライトキャンパス拠点 (ラオス)
- M) ウズベキスタン・日本法教育研究センター (ウズベキスタン)
- M) ウズベキスタン事務所 (ウズベキスタン)
- M) ウズベキスタンサテライトキャンパス拠点 (ウズベキスタン)
- N) ヨーロッパセンター (ドイツ)



出典：「名大プロフィール2016資料編」PDF版より抜粋

1.3. 名古屋大学の概要：輸出管理対象の仕向地

年度	2014	2015	2016	
懸念国・武器禁輸国	15	9	10	
懸念国	イラン イラク	6 6	6 2	
禁輸国	アフガニスタン スーダン	3 0	4 0	
ホワイト国以外	133	126	203	
アジア	インド インドネシア カンボジア シンガポール タイ 台湾 中国 フィリピン ベトナム 香港 マレーシア ミャンマー モンゴル ブータン その他アジア	6 7 10 1 17 0 11 0 3 1 0 4 0 10 4 2	12 5 4 0 20 5 13 0 1 0 0 4 7 0 6	7 10 9 1 10 8 29 6 1 0 2 0 11 0 3
中南米	ウルグアイ チリ メキシコ ボリビア その他中南米	0 20 5 1 2	0 14 3 1 1	0 6 4 1 0
欧州	ロシア アイスランド その他欧州	9	5	62 33 24 (※1)5
大洋州	パラオ	0	1	0
中東	イスラエル シリア その他中東	4 (※2)2	4 (※2)2	3 1 1 (※3)1

年度	2014	2015	2016	
アフリカ	エジプト エチオピア ケニア ナイジェリア その他アフリカ	0 2 9 8 ナミビア:1	7 3 4 5 南アフリカ:1	1 0 25 1 南アフリカ:3
その他	南太平洋上	0	0	0
ホワイト国	205	201	408	
アジア	韓国	4	11	6
北米	アメリカ カナダ	75 48 27	76 63 13	178 95 83
中南米	アルゼンチン	7	3	3
欧州	イギリス イタリア オランダ オーストリア スイス スウェーデン スペイン ドイツ ノルウェー フィンランド フランス ベルギー デンマーク ルクセンブルク その他欧州	16 4 8 0 12 2 0 10 32 6 4 2 2	11 2 3 5 17 3 4 17 25 5 6 0 5	13 5 4 6 18 4 1 19 73 49 9 3 2 1 0
大洋州	オーストラリア ニュージーランド	21 9 12	8 4 4	14 8 6
計	353	336	625	

(※1)セルビア2、キルギス共和国、スロベニア、ルーマニア
 (※2)クウェート、トルコ…各1
 (※3)トルコ

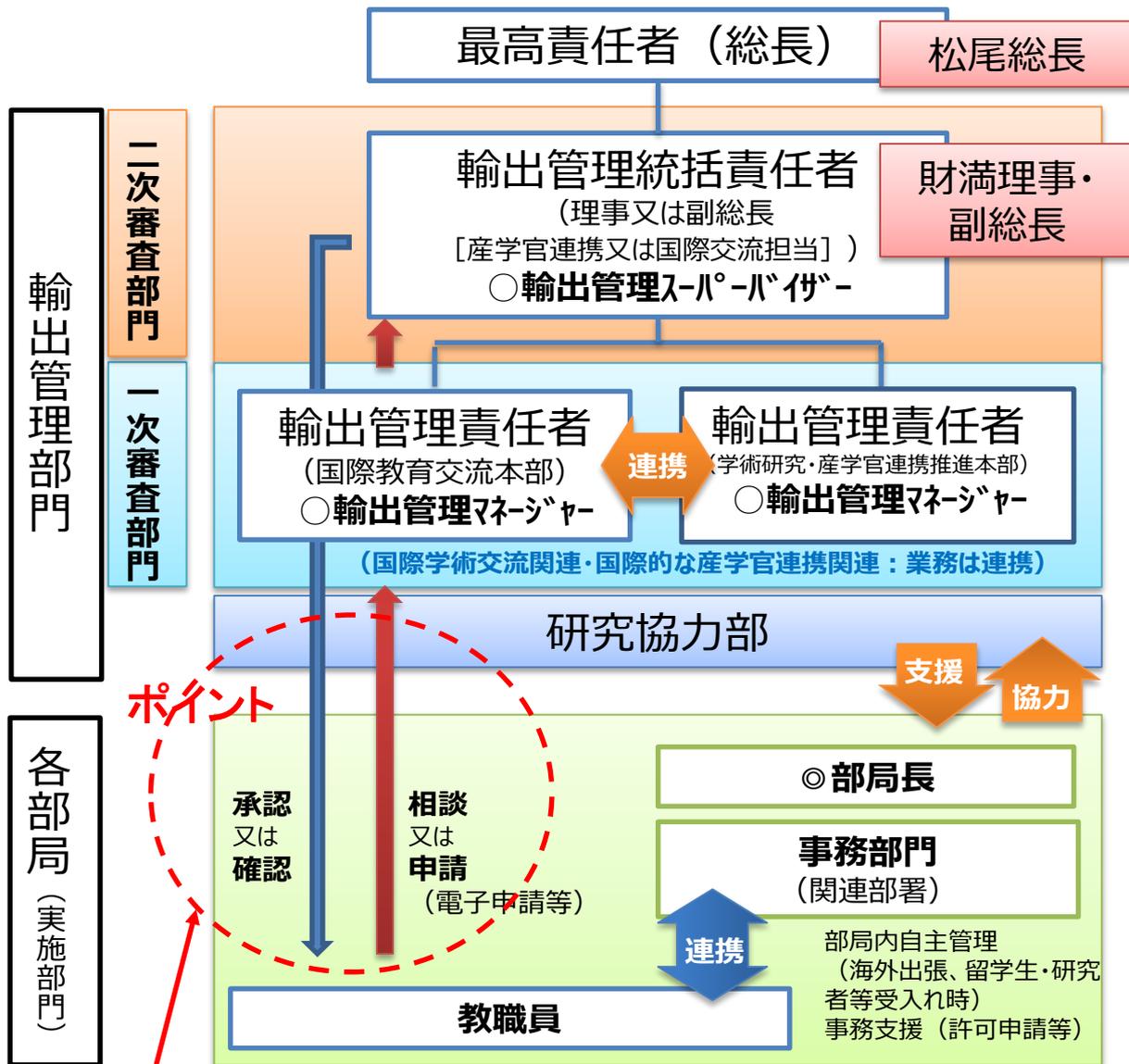
2. 安全保障輸出管理の体制とシステム

2.1. 名古屋大学における輸出管理の取り組み状況

(年度)	2005-6	2007-8	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
法令改正・通知等	◆'09/11外為法改正 ◆'10/4輸出者等遵守基準施行 ◆'12/7ホワイト包括制度 ◆'15/11ホワイト包括更新									
名古屋大学における導入への取り組み	◇'05/4 ◇'06/3 「大学における輸出管理の強化について」 ↓ ↓ ◇'08/1「機微技術ガイダンス(大学・研究機関用)」 学内通知・上層部への提言 ①'06/12学内説明会 ①'09/5学内説明会 ◎'09/12輸出管理研修会(文科省・名大主催) ◆リスクマネジメントモデル事業採択									
①責任者 ②体制 ③④手続き ⑤出荷管理	学内手続き・管理の実施									
	◎'09/4規程制定 → 関連マニュアル制定(現在:12)									
⑧文書管理 ＜許可申請＞	管理体制の強化									
	◎'10/9専門家、 ◎'12/4URA輸管担当									
⑥監査(⑨報告)	濃淡管理									
	○取引に応じた決裁方式 ○受入れ事前チェック方式									
⑦研修 啓発活動	電子申請システム									
	◎導入 ○改良 ◇12/11一般包括取得									
その他トピック	一般包括許可・NACCS導入									
	◎11月 ◇更新									
その他トピック	定期監査(毎年6~7月実施)									
	△調査 O1 O2 O3 O4 O5									
その他トピック	ホームページ									
	◎開設 ○改良									
その他トピック	説明会(新任教員、研修会、教授会)									
	O16回 O9回 O9回 O16回 O7回 O11回 O2回 O12回									
その他トピック	ハンドブック									
	○初版 O2版 O3版 O4版 O5版									
その他トピック	ポスター・パンフレット									
	◎ポスター配布 ◎パンフレット									
その他トピック	Eメール研修・Eラーニング研修									
	Eメール研修 10月~Eラーニング研修スタート									
その他トピック	◆'13/6名古屋税関の輸出事後調査									

輸出者等遵守基準①~⑨への対応

2.2. 安全保障輸出管理体制 / 体制と業務



- ①基本方針・施策の決定
- ②重要事項に関する決定

- ①輸出管理体制及び業務の統括
- ②規程・要領等の制定・改廃
- ③**二次該非判定・最終確認**
- ④取引審査・確認
- ⑤経産省への相談
- ⑥経産省への許可申請支援
- ⑦教育・監査
- ⑧政省令等改正など周知徹底

- ①輸出管理業務の統括
- ②**一次該非判定・確認**
- ③取引審査・確認
- ④教職員等への相談対応
- ⑤教職員等への教育

- ①輸出管理事務

- ◎ **部局員に対する周知徹底**
- ◎ **監査、調査等に対する協力**
- 輸出管理部門への協力
- 教職員に対する事務支援
- 部局での自主管理案件の管理

- 輸出管理手続きの実施
- 事前確認、**一次判定**

2.3. 輸出管理体制立ち上げ時のポイント/ アンケートから抽出

ポイントは Topコンセンサス、体制、専任者、周知活動の4点

● 輸出管理の必要性・重要性をいかに上層部に理解いただくか？

→情報発信を繰り返す。協力者・支援者を得る。

→上層部は、違反やトラブル事例、処罰と大学への影響などに関心が高い。（+効果は見えにくい）

(> <) 資金を出すところが積極的に動けば、トップは意識する。（外部支援）



アドバイザー事業を活用

● どのような体制がよいか、どこが管理部門となるか、担当者は？

→「本部集約型」か「部局分散型」かの議論はあったが、経産省とも相談しながら進め、企業出身者が多い「産学官連携推進本部」+「研究協力部」が中心となって提案、構築・運営。

<理由> ①職員の頻繁な異動、②教職員の負荷軽減、③立ち上げスピード、④相談窓口の一本化
(専門家の育成には時間がかかる、また教員が安心する) など考慮して決定

● 輸出管理の知識を持った人材がいるか？ どう確保するか？

→輸出管理開始後に実務負荷（相談、該非判定、審査等）が多いことが判明

→専任者、もしくは**専門家**の必要性を上層部も認識、予算化し雇用（名古屋大学の場合）

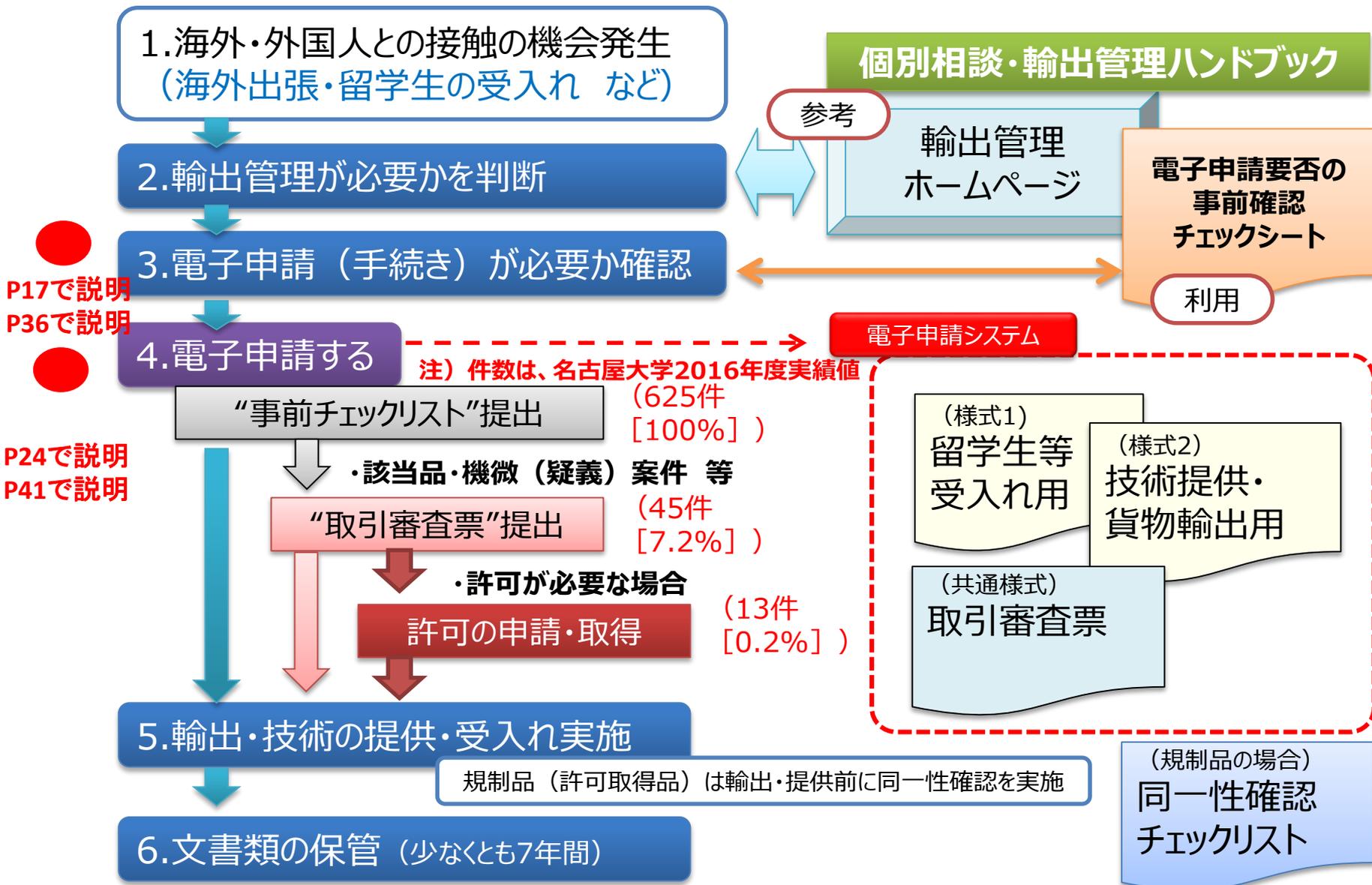


アドバイザー事業を活用

● 教職員への周知活動

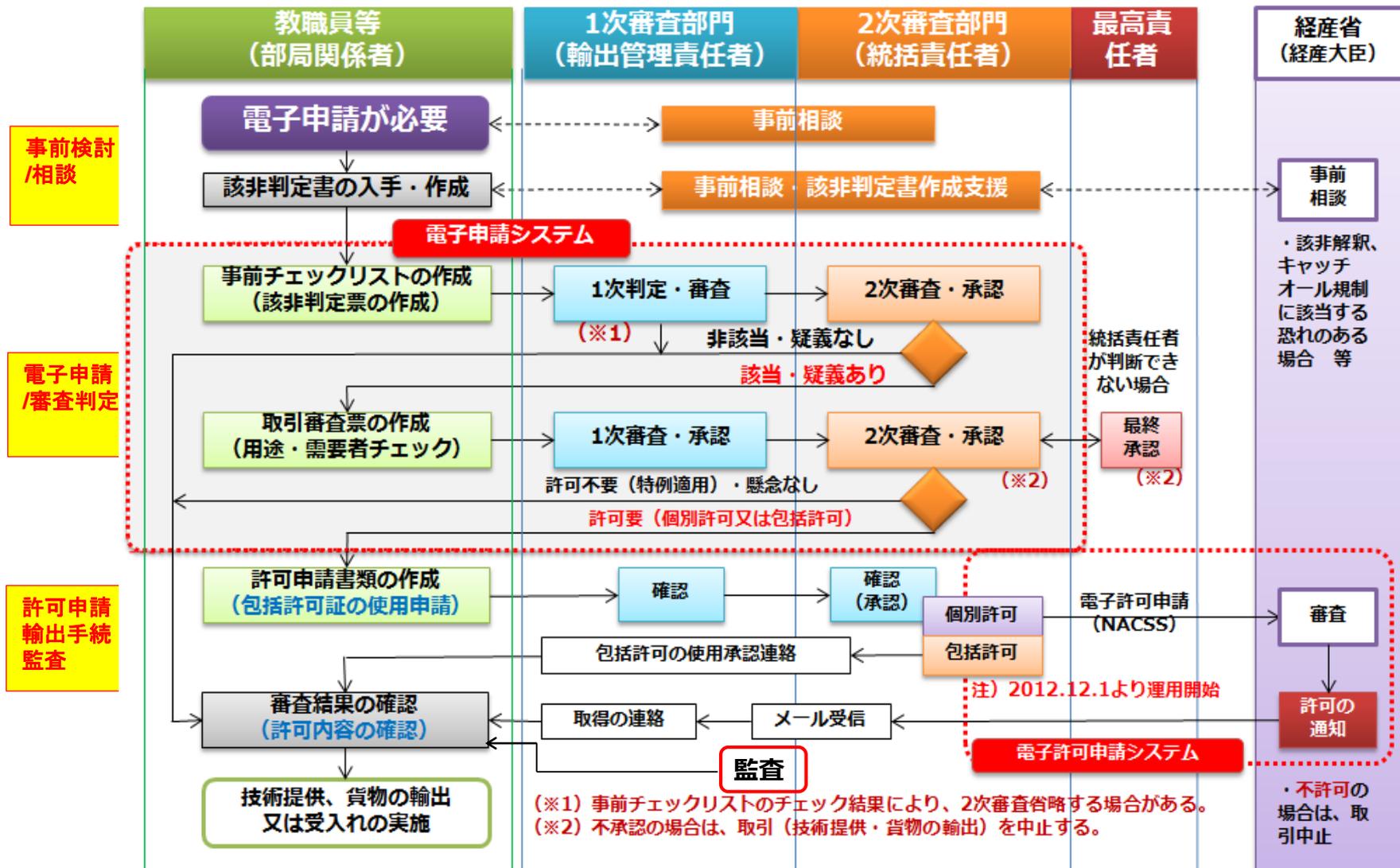
→基本、あらゆる機会、方法で繰り返す（導入前からスタート）

2.4. 輸出管理手続きの業務フロー/ビジュアルに表現



2.5. 輸出管理システム/ 役割と業務が一目でわかる

相談・学内申請・審査/該非判定・許可申請・監査の一気通貫のプロセス



3. 事例 1 _ 貨物の輸出・技術の提供

- ・審査のポイント(5要素)
- ・学内フロー手続き
 - ・(電子)申請要否の確認プロセス
 - ・輸出管理が必要な場合
 - ・輸出管理の対象外の技術/許可を要しない技術
- ・(電子)申請のプロセス
 - ・事前チェックリスト
 - ・該非判定
 - ・取引審査

■ 申請自体は紙媒体や電子メールでも対応できる。電子申請はワークフロー形式になっているので、事前チェックリストの内容により申請案件が自動で、4つの審査ルートに振り分けられ濃淡管理可能。

3.1. 貨物の輸出手続きの事例

- (例 1) カナダに宇宙放射線の観測用装置に使用する交流電源装置を送る。
- (例 2) ドイツの研究施設に新薬開発のため、本学で合成した評価用の遺伝子（プラスミド）を発送する。

項目	(例 1)	購入品	(例 2)	自作品	輸出管理のポイント	
	1.輸出貨物又は提供技術	交流電源装置		遺伝子		何を？
2.仕向地	カナダ		ドイツ		どこの国に？	
3.需要者	名古屋大学 (現地観測員)		X研究所 (Dr.Brown)		誰に？	
4.用途	宇宙放射線の観測		新薬開発		何のために？	
5.取引内容	観測終了後に本学 (日本)に積戻す		MTAに基づき譲渡		どういう条件で？	

懸念の少ない案件

懸念の少ない案件

3.2. 技術の提供手続きの事例

(例3) ドイツの研究施設の研究者にスーパーコンピュータのマニュアルを開示する。

(例4) イランの大学の研究者と造山帯調査の目的で情報交換を行う。

項目	(例3) 購入品	(例4) 自作品	輸出管理のポイント	
1.輸出貨物又は提供技術	スーパーコンピュータのマニュアルキット	火成岩・鉱床に関する資料	何を？	取引 審査
2.仕向地	ドイツ	イラン	どこの国に？	
3.需要者	X研究所 (Dr.Aoki)	Y大学 (Dr.Landau)	誰に？	
4.用途	宇宙放射線の観測	造山帯調査	何のために？	
5.取引内容	スーパーコンピュータシステムのアカウントを発行し、外部機関から利用する。	共同研究打ち合わせで情報交換	どういう条件で？	

懸念の少ない案件

慎重な審査を要する案件

3.3. 輸出管理の審査のポイント/5要素をチェック

◎事前チェックリストによる審査の結果、注意を要する次のような取引については、「取引審査票」を起票し、さらに詳細なチェックを行う。

輸出管理の5要素	取引審査票の起票が必要となる場合	審査内容
①.何を	(武器、兵器等に用いられる恐れの高いもの) ・リスト規制 (1~15項) に該当する貨物・技術	該非判定
②.どこの国の？	(懸念のある国・注意を要する国) ・別表第4の国 (イラン、イラク、北朝鮮) ・国連武器禁輸国 (リビア等、10カ国)	取引審査
③.誰に？	(顧客・エンドユーザー) ・外国ユーザーリスト掲載企業・組織 ・軍関係又はこれに準ずる組織、原子力関係 (兵器製造業者、警察など武器を使用する団体を含む)	
④.何のために？	(用途・エンドユース) ・大量破壊兵器用途・通常兵器用途	
⑤.どういう条件？	(「取引」の内容) ・用途や利用目的が不明な場合 (事前チェックリストで判断できないケース場合を含む)	

慎重な審査を要する案件

(例4)懸念国の大学への役務提供

①~⑤は、輸管HP掲載の「疑義のある事項」に相当

3.4. 貨物の輸出・技術の提供の学内手続きフロー

1

- ①海外から訪問者、外国人研究者、留学生受入れ
- ②海外出張、海外へものを発送、海外へメール等

海外や外国人との接触が発生

2

輸出管理が必要な場合か？

必要な場合の例

- ①海外へ機材等を持ち出す
- ②海外で技術発表や指導を行う 等

3

電子申請が省略できる場合か？

必要

省略できない場合の例

- ①設計・製造・使用の技術である
- ②未公開（公知でない）の技術である
- ③自己使用のパソコン・携帯電話以外等

淡

濃淡管理

濃

4

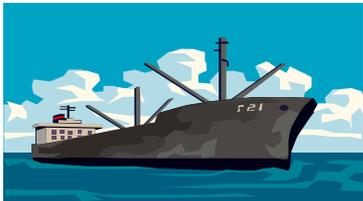
電子申請する

省略できない

手続きフロー

詳しくは、以下を利用して確認する。

- ①電子申請要否の事前確認シート
- ②輸出管理ホームページの情報



3.5. 電子申請要否の確認プロセス/ 技術の提供・貨物の輸出の場合

電子申請の要否を確認

電子申請の要否確認

(電子申請が必要かを確認するシートを提供しています。申請様式の確認も出来ます)

輸出管理
ホームページ

Q & Aも利用

電子申請が省略できる場合 [要約]

自己使用の市販のPC、又は携帯電話で日本に持ち帰る物。

遺伝子・生物等の送付、又は持出で、直近の法令改正後に電子申請した者で、仕向地がホワイト国で、遺伝子・生物等自己チェックシートで該当項目がない場合。

特定の貨物の設計・製造・使用に関する技術の提供がない場合。
(人文系の研究活動や表敬訪問等)

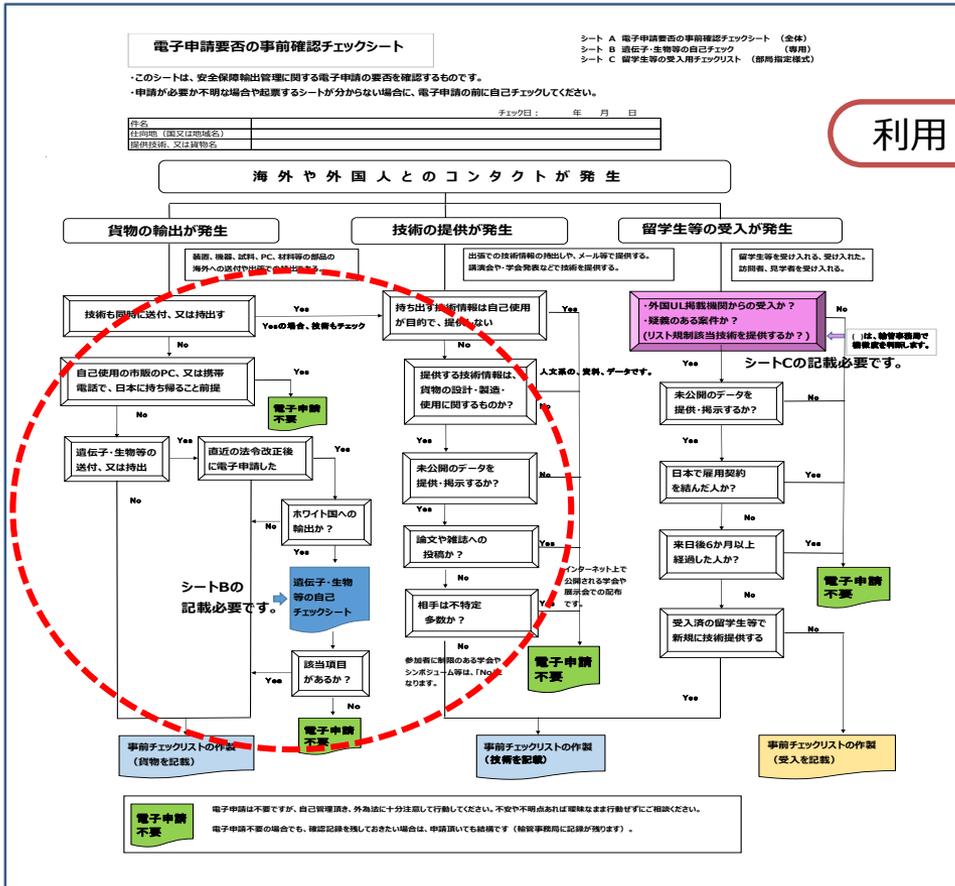
公知の技術のみを提供する場合
(市販テキストによる講義や指導、公開シンポジウム等への参加、公開施設・展示室のみの見学等)

研究内容、出身国等より、申請必要な場合あり

「電子申請が省略できる場合」にあたらない

電子申請する

電子申請要否の事前確認チェックシート



利用



3.6. 輸出管理が必要な場合の例

つぎのような場合には、外為法の適用を受け、輸出管理の審査が必要となる。

【A】貨物を輸出する時

- (A1) 研究用機材、備品、試料等を海外出張時に携帯持出し（ハンドキャリー）する。
- (A2) 研究用機材、備品、試料等を宅配業者を使い外国に別送する。
- (A3) 海外の大学や研究機関とM T Aを締結し、試料や遺伝子、細菌株等を提供する。
- (A4) 領海外で気象観測や海洋調査を行うため計測機材など調査船に積み込む。
- (A5) 外国の研究者から送られてきたサンプルを分析後に返送する。

【B】技術を提供する時

- (B1) 外国で、未公開の技術を一般公開されない学会やイベントで発表する。
- (B2) 外国で、海外の共同研究先の相手と技術打合せをする。
- (B3) 国内で、居住者でない留学生や外国人研究者に研究指導する。
- (B4) 海外の大学や研究機関等から一時的に来日する相手と技術打合せをする。
- (B5) 海外からの訪問者に、一般公開していない研究設備を見せる。
- (B6) 海外の研究者、知人等にメールや電話等で未公開の技術情報を交換する。

つぎのような場合は、受入れや契約後に、技術の提供や貨物の輸出が行われるため、事前に輸出管理に関するリスクを把握するために輸出管理手続きが必要となります。

【C】留学生や外国人研究者を受入れる時

- (C1) 留学生、外国人研究者、研修生等を受入れる。（雇用する場合を含む）
- (C2) 初めて取引する相手と共同研究契約等を締結する。（懸念がある場合など）

3.7. 国際産学連携に係る事例 / 国際産学連携におけるリスク

国際的な産学連携の進展により、共同研究・受託研究や技術ライセンス、海外企業へのコンサルティングの機会が増加しており、下記の事例を参照し、技術の提供や貨物の輸出の前にチェックが必要である

1. 共同研究・受託研究

(1) 技術の提供にあたる事例

- ① 秘密保持契約 (NDA: Non-Disclosure Agreement) に基づく技術の提供
(公知技術の範囲を越える技術)
- ② 共同研究先との技術的な相談・打合せ
- ③ 共同研究先からの研究者・留学生の受入に伴う技術指導
- ④ 共同研究先に対する実験・観測データの提供

(2) 貨物の輸出にあたる事例

- ① 海外での観測実験等のための観測装置や実験装置等の輸出
- ② 共同研究先に対する試作品やマテリアル等の輸出 (MTA: Material Transfer Agreement)

2. 技術ライセンス

(1) 技術の提供にあたる事例

- ① 特許等の知的財産権の実施許諾等以外のノウハウのライセンス
- ② その他, NDA に基づく技術の提供 (公知技術の範囲を越えるもの)

3. 海外企業へのコンサルティング

(1) 技術の提供にあたる事例

- ① NDA に基づく技術の提供 (公知技術の範囲を越えるもの)
- ② 論文・特許情報等の公知技術の範囲を越える技術の提供
- ③ 相手企業との技術的な相談・打合せ
- ④ 相手企業からの研究者・聴講生等の受入に伴う技術指導等

4. 学会発表

一般的な学会・論文発表に伴う技術の提供は、公知技術の提供に含まれるため、許可申請の対象にならないものの、発表等に伴う試作品等のデモは規制の対象になる可能性があるので注意が必要である。

3.8. 輸出管理の対象とならない技術及び許可を要しない技術

1. ODA（Official Development Assistance ; 政府開発援助）等の無償の経済協力等に関する
二国間協定に基づく取引。
2. **公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引（特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く）**であって、以下のいずれかに該当するもの。
 - ①新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - ②学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ③工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
 - ④ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - ⑤学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引
3. **基礎科学分野の研究活動**において技術を提供する取引。
4. **工業財産権の出願又は登録**を行うために、当該出願又は登録に必要最低限の技術を提供する取引。
5. **貨物の輸出に付随して提供される使用に係わる技術**であって必要最低限のものを当該貨物の買主、荷受人、又は需要者に対して提供する取引。
6. プログラムの提供に付随して提供される使用に係わる技術であって、インストールや修理などのための必要最低限なものの取引。
7. コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引等。

3.9.安全保障輸出管理HP

まずは開いてみよう

(URL) <http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/>

電子申請するとき

安全保障輸出管理



学内手続きの解説

該非判定の解説・様式

電子申請の要否を確認するとき

受入れの事前チェックをするとき

安全保障輸出管理の基本的な説明

お知らせ

- 2014/04/01 **その他** 平成26年度 安全保障輸出管理体制について
- 2014/04/01 **制度** 外国ユーザーリストの改訂について
- 2013/10/15 **制度** リスト規制の改定とその対応について
- 2013/08/30 **制度** 外国ユーザーリストの改訂について
- 2013/04/05 **制度** 外国ユーザーリストの改訂について

相談の窓口

ENGLISH page

Eラーニング

規制の概要
・関連リスト類など
(経産省HP情報)

リスト規制の詳細

外国ユーザーリスト

よくある質問集

マニュアル類

説明会資料、データ、事例など

包括許可適用及び
個別許可申請をするとき

最新の情報
・法改正情報など

経産省・税関等学外関連するHPへのリンク
学外の参考情報等

3.10.電子申請/システムの操作手順/申請画面

新規申請の方法①（技術の提供・貨物の輸出用）

楽々 Workflowll

ホーム フォルダ管理 ユーザー管理 個人設定 ログアウト さん

業務を選択してください

全て開く 全て閉じる

安全保障輸出管理システム

事前チェックリスト

訪問者・留学生等受入

技術提供・貨物輸出

取引審査票

申請する

新規申請 作成中文書 起案者差戻し文書

承認する(事務局使用)

承認待ち文書 事務局差戻し文書

探す

文書一覧 状況照会

②「新規申請」を選択します。

ログイン後に開く画面です。

①左側のメニューから「訪問者・留学生等受入」あるいは「技術提供・貨物輸出」を選択します。

電子申請を行う前には、[該非判定書](#)や[カタログ](#)や[仕様書](#)（貨物・技術の場合）もしくは、[履歴書](#)や[研究計画書](#)（留学生等の受入の場合）をご準備ください。システム上でこれら資料の添付が必要となります。

3.11. 電子申請/システム概要/使いやすく安心なシステム

<概要>

- 市販の事務決裁システム（ワークフローシステム）に本学独自「審査票」を作成
- 審査票 【1】「事前チェックリスト」（2種類）
【2】「取引審査票」（1種類）

<特長>

- 教職員が保有するパソコンから申請ができる・・・
Mac.対応でOSやブラウザの制限は基本的になし
- 通知メール・・・承認結果はメールで自動通知。
- 添付ファイル・・・該非判定、関連資料も添付可。
- 文書管理・・・完了後は電子文書を一括管理。
- 実績把握・・・過去の類似申請の確認ができる。
- 進捗管理・・・申請者は、審査状況を確認できる。
- 内容訂正・・・輸管事務局のみ一部訂正可能。
- サーバ等の十分なセキュリティを確保。

<「審査票」について>・・・名大の独自設計

- ① フロー形式で拒否感を減ずる
- ② フローの到達先ごとに段階的審査を実施
- ③ 解説ボタンがあり、不明点を確認

【1】事前チェックリスト

①-1 (技術・貨物) 用

①-2 (受入れ) 用

事前チェックリストのデータを引き継ぐ

解説ボタンあり

法令等チェックはフロー形式

プルダウンで回答

3.13. 電子申請/システムの操作手順/案件の記載

新規申請の方法（技術の提供・貨物の輸出用）

業務【技術提供・貨物輸出】

新規申請

この事前チェックリストは「技術提供・貨物輸出」用のものです。「訪問者・留学生等受入」用も、同様の記入と操作となります。

事前チェックリストに内容を記載します。

用途に疑義がない（軍事用途等に使われない）ことがわかる記載をすることがポイントです。

- ①貨物等の名称
- ②貨物等の仕様等
- ③該非判定の根拠資料
- ④仕向地
- ⑤輸出・提供先
- ⑥需要者
- ⑦需要者の所在地
- ⑧用途

■ 記入要領はこちら

(http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/style_chronicle/index.html)

3.14. 電子申請/システムの操作手順/法令チェック

新規申請の方法（技術の提供・貨物の輸出用）

楽々WorkflowII

ホーム フォルダ管理 ユーザー管理 個人設定 ログアウト 申請 太郎さん

業務【技術提供・貨物輸出】

文書作成 申請待ち文書 否認文書 承認待ち文書 差戻し文書 回付予定文書 文書一覧

安全保障輸出管理システム

事前チェックリスト

訪問者・留学生等受入

技術提供・貨物輸出

取引審査票

<技術の提供・貨物の輸出の場合>

このシートは海外への技術の提供・貨物の輸出についての可否判断を行います。

技術の持出し又は提供か？貨物の輸出か？

↓ 貨物のみ ↓ 技術(貨物と同時に場合含む)
(※)同時とは、パソコンに格納される技術や取扱説明書等も貨物とともに送る場合

↓ 技術は、自己使用又は海外の居住者のみに提供するものか？

↓ いいえ ↓ はい

↓ 「基礎科学分野」又は「公の技術等」にあたるものか？ はい → 貨物の輸出もあるのか？ いいえ → 一次審査のみ実施

↓ いいえ ↓ はい

リスト規制対象(1~16項に該当)の技術又は貨物か？ はい → 一次二次審査実施

↓ いいえ

↓ はい

↓ キャッチオール規制対象(10項に該当)の技術又は貨物か？ いいえ → 一次審査のみ実施
(※)「いいえ」となるのは木材、食品等のみ

↓ はい

↓ 提供・輸出先は途先の国か？(ホワイト国27か国) はい → 一次審査のみ実施

↓ いいえ

↓ 外国ユーザーリストに掲載の船舶か？ はい → 相談を希望するか？ いいえ → 原則、輸出不可

↓ いいえ ↓ はい

一次二次審査実施 一次二次審査実施

判定 一次審査のみ実施

ボタンをクリックすると、説明ファイルが開く

安全保障輸出管理システム

Export Control

外国ユーザーリスト

ダウンロード

チェック部分の入力が完了すると「判定」が表示されます。

3.15. 電子申請/システムの操作手順/該非判定書添付

新規申請の方法（技術の提供・貨物の輸出用）

業務【技術提供・貨物輸出】

新規申請 | 作成中文書 | 起案者差戻し文書 | 承認待ち文書 | 事務局差戻し文書 | 文書一覧 | 状況照会

一次二次審査実施

最終結果: 一次審査のみ実施

添付ファイル
入力件数(3→10)

No.	表示順	説明文	ファイル
1			参照...
2			参照...
3			参照...

該非判定書

該非受付番号: M ※自動採番※

一次審査部門

該非判定結果 (1~15項)	<技術の提供>	外為令別表:	項	号
	<貨物の輸出>	輸出令別表第1:	項	号

判定理由

二次審査部門

一次審査結果の最終確認

承認条件 / 不承認理由

処置

コメント

文書保存

「文章保存」を選択します。

◎ 該非判定書及びカタログや仕様書等を添付（貨物・技術の場合）
もしくは
履歴書及び研究計画書（留学生等の受入の場合）を添付し根拠を明確にする。

【類型別】 電子申請の際に添付する資料

	該非判定書 (既成品or自作品)	項目別対比表	カタログ、写真	履歴書(CV)	研究計画or技術内容に関する資料
留学生・研究員等の受入れ	—	—	—	○	○
貨物（遺伝子・生物以外）	○	(○)	○	—	—
貨物（遺伝子・生物）	○	○	—	—	—
技術の提供	○	(○)	—	—	○

3.16 電子申請の前に／該非判定書の準備

購入品：該非判定書をメーカーから取り寄せ…(例1)電源装置は取り寄せ後、確認

自作品：自己判定(該非判定書作成)…(例2)遺伝子は作成

…名古屋大学で該非判定する場合、輸出管理部門との連携して行う

先生が初めて該非判定する場合

①先生からの輸出等の相談、電話・面談にて物(判定対象)の確認

②輸出物の概要、仕様等の資料を輸出管理部門に送付

③判定書の案を作成(スーパーバイザーが作成、マネージャーは補佐)

④先生が判定書の内容確認し修正し、輸出管理部門が最終確認

様式・例等は、ホームページに掲載

①本学の該非判定書

②対比表(項目別対比表)

- ・必要に応じ、直接打合せ(実物の確認も)
- ・該非が微妙な場合は**経済産業省に相談**

該非判定書

字内専用

名古屋大学で該非判定する場合に利用してください。

掲載日	タイトル	備考
11/07/01	(様式) 該非判定書 [Word:16KB]	
11/07/01	記載例1 (対象外の場合) [PDF:124KB]	1~15項に規制品目がない場合
11/07/01	記載例2 (対象外【一括リスト付】の場合) [PDF:165KB]	1~15項に規制品目がいずれもない場合
12/11/1	例1 該非判定書 [PDF:188KB]	
12/11/1	例2 該非判定書 (項目別対比表付) [PDF:1,298KB]	(真空ポンプ)
12/11/1	例3 項目別対比表 [PDF:347KB]	(GPS受信装置)
12/11/1	例4 パラメーターシート [PDF:659KB]	(パソコン)
12/11/1	例5 該非リスト [PDF:289KB]	
12/11/1	例6 非該当証明書 (非該当確認書) [PDF:155KB]	経済産業省HP説明

対比表

字内専用

注) 過去に作成した利用頻度の高い対比表のみを掲載しています。
○平成26年9月15日改正法令対応 (9月15日以降の輸出品に使用ください)

項番	タイトル	備考
参考資料	対比表の記入方法・記入例	対比表の記入方法の説明書です
03-01	軍用化学製剤原料 ・ 記入例付 (化学製剤原料)	化学物質関連

3.17. 該非判定書の例 (本学の様式を使用する場合)

自作品：自己判定(該非判定書作成)… (例2) 遺伝子は作成 (輸出管理部門連携)

- ・必要に応じ、直接打合せ (実物の確認も)
- ・該非が微妙な場合は**経済産業省に相談**

注) 項番がある場合項目別「対比表」を使用

輸出貿易管理令別表第一の1～15項に基づく該非判定書

名称	磁性乳鉢、乳棒	
型名等	外寸φ180mm x 内寸φ160mm x 高さ100mm (深さ80mm) 乳棒は、外観参照 注) 製造者からの該非判定書の入手ができないため、使用者である名古屋大学がカタログに基づいて該非判定します。	
貨物又は技術の概要・仕様等	対象貨物は、外観に示した内容の広く市販されている磁性 (磁器製) の乳鉢及び乳棒であり、鞍物等の研究試料を粉碎または混和するために使用するものです。	
	 <p>外観</p>	
判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 (対象外)	輸出令別表第一/外為令別表の 項 () (貨物等省令 第 条)
判定理由 (対比表等)	いずれの貨物も輸出貿易管理令別表第1の1項から15項で規制される品目ではありません。したがって、対象貨物は輸出貿易管理令別表第1の1～15項に非該当 (対象外) と判定します。	
判定根拠資料	<input type="checkbox"/> 項目別対批表 <input type="checkbox"/> パラメータシート <input type="checkbox"/> その他	
	14年10月3日) 名古屋大学 准教授  認済み	

該非判定書のモデル (本学の様式)

※様式は輸出管理ホームページよりダウンロードし入手できます

該非判定書

本学が製作や生成した場合やメーカー判定書の入手が困難な場合は、本学で自己判定。判定の根拠資料として保存するほか、許可申請や通関用の資料として使用します。

②判定結果を記載 (チェック欄にマーク) します。

①貨物や技術の概要・機能や仕様等を簡潔に記載します。必要に応じ、外観図や写真などを貼り付け分かり易くします。

④判定根拠資料がある場合は、チェックマークを入れて、添付します。
 注) システム品等で複数の構成部品等がある場合や、附属品等がある場合など必要に応じ添付します。
 注) 輸出品の図面や写真等も必要に応じ添付します。

③判定理由を簡潔に記載します。
 注) 技術の場合は、外国為替令 (外為令) 別表の1～15項になります

3.18. 電子申請/システムの操作手順/審査・承認結果

審査票（事前チェックリスト等）の印刷について

このボタン押下すると、印刷用EXCELが立ち上がる

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
1	【安全確保輸出管理】訪問者・留学生等受入												
2	チェック日	2016/6/7											
3	チェック者名	名古屋 三郎		チェック者所属	クラスで産科科学医療イノベーションセンター								
4	連絡先	TEL 052-734-2323		E-mail	patent-motobu@nri.co.jp								
5	提供先	試験 三郎クラブ		提供者所属	ソフトウェア部 三郎先生								
6	提供先	提供先住所(任意)											
7	提供技術又は輸出貨物の名称	提供技術又は輸出貨物の名称(メーカー、型番など)											
8	提供技術又は輸出貨物の仕様等(メーカー、型番など)	提供技術又は輸出貨物の仕様等(メーカー、型番など)											
9	提供技術又は輸出貨物の仕向地(国名)	提供技術又は輸出貨物の仕向地(国名)											
10	提供先又は輸出貨物の名称	提供先又は輸出貨物の名称											
11	必要先名称	必要先名称											
12	用途	用途											
13	該非判定を要する際の根拠となる資料	該非判定を要する際の根拠となる資料											
14	技術又は貨物の仕向地(国名)	技術又は貨物の仕向地(国名)											
15	技術提供先又は輸出貨物名称	技術提供先又は輸出貨物名称											
16	必要先住所(任意)	必要先住所(任意)											
17	必要先名称	必要先名称											
18	用途	用途											
19	該非判定を要する際の根拠となる資料	該非判定を要する際の根拠となる資料											
20	提供技術又は輸出貨物の仕向地(国名)	提供技術又は輸出貨物の仕向地(国名)											
21	提供先又は輸出貨物の名称	提供先又は輸出貨物の名称											
22	必要先名称	必要先名称											
23	用途	用途											
24	該非判定を要する際の根拠となる資料	該非判定を要する際の根拠となる資料											
25	提供技術又は輸出貨物の仕向地(国名)	提供技術又は輸出貨物の仕向地(国名)											
26	提供先又は輸出貨物の名称	提供先又は輸出貨物の名称											
27	必要先名称	必要先名称											
28	用途	用途											
29	該非判定を要する際の根拠となる資料	該非判定を要する際の根拠となる資料											
30	＜海外からの訪問者及び外国人研究者・留学生等の受入の場合＞												
31	日本で雇用関係を結んでいるか？	チェック項目										はい	いいえ
32	来日目的、その内容を説明しているか？											はい	いいえ
33	輸出管理の対象となる技術と関連・技術に関する技術の提供はあるか？											はい	いいえ
34	提供する技術の商業性のある技術は、「基礎発明分野」又は「応用の技術等」にあるものか？											はい	いいえ
35	外国ユーザーリストに掲載されているか？											はい	いいえ
36	上記回答が「はい」の場合、根拠を添付するか？											はい	いいえ
37	リスト掲載対象(1～13項に該当)の技術を提供するか又は提供する可能性はあるか？											はい	いいえ
38	無償回答が「いいえ」の場合、受入に当たり、その他懸念のある事項はないか？											はい	いいえ
39	最終結果	一次審査のみ実施											
40	※添付ファイルは、システムにて参照のこと												
41	該非判定書												
42	該非判定書												
43	該非判定書												
44	該非判定書												
45	該非判定書												
46	該非判定書												
47	該非判定書												
48	該非判定書												
49	該非判定書												
50	該非判定書												
51	該非判定書												
52	該非判定書												
53	該非判定書												
54	該非判定書												
55	該非判定書												
56	該非判定書												
57	該非判定書												
58	該非判定書												
59	該非判定書												
60	該非判定書												
61	該非判定書												
62	該非判定書												
63	該非判定書												
64	該非判定書												
65	該非判定書												
66	該非判定書												
67	該非判定書												
68	該非判定書												
69	該非判定書												
70	該非判定書												

4. 事例 2_留学生等の受入

- ・審査のポイント(5要素)
- ・学内フロー手続き
 - ・(電子)申請要否の確認プロセス
 - ・受入れの事前チェック
- ・(電子)申請のプロセス
 - ・(該非判定)
 - ・取引審査



■ 申請自体は紙媒体や電子メールでも対応できる。電子申請はワークフロー形式になっているので、事前チェックリストの内容により申請案件が自動で、4つの審査ルートに振り分けられ濃淡管理可能。

4.1. 留学生等受入れの事例

(例 1) アメリカの大学から工学研究科に外国人研究者Aを受入れる。研究テーマは「LEDのホトニック結晶への応用」であり、共同研究を行う。

(例 2) リビアの大学から医学研究科に、留学生Bを受入れる。研究テーマはまだ明確ではないが「小児科学・成長発達医学の研究」を予定。

項目	(例 1)	(例 2)	輸出管理のポイント	
1.輸出貨物又は提供技術	LEDのホトニック結晶への応用	小児科学・成長発達医学の研究	何を？	取引 審査
2.仕向地	アメリカ	リビア	どこの国に？	
3.需要者	外国人研究者A	留学生B	誰に？	
4.用途	共同研究でのデータをもとに論文執筆	博士課程で小児医療を学ぶ	何のために？	
5.取引内容	主に学内で共同して研究を実施	主に学内で研究指導・技術訓練実施	どういう条件で？	

懸念の少ない案件

慎重な審査を要する案件

4.2. 輸出管理の審査のポイント/5要素をチェック

◎事前チェックリストによる審査の結果、注意を要する次のような取引については、「取引審査票」を起票し、さらに詳細なチェックを行います。

輸出管理の5要素	取引審査票の起票が必要となる場合	審査内容
①.何を	(武器、兵器等に用いられる恐れの高いもの) ・リスト規制 (1~15項) に該当する貨物・技術	該非判定
②.どこの国の？	(懸念のある国・注意を要する国) ・別表第4の国 (イラン、イラク、北朝鮮) ・国連武器禁輸国 (リビア等、12カ国)	取引審査
③.誰に？	(顧客・エンドユーザー) ・外国ユーザーリスト掲載企業・組織 ・軍関係又はこれに準ずる組織、原子力関係 (兵器製造業者、警察など武器を使用する団体を含む)	
④.何のために？	(用途・エンドユース) ・大量破壊兵器用途・通常兵器用途	
⑤.どういう条件？	(「取引」の内容) ・用途や利用目的が不明な場合 (事前チェックリストで判断できないケース場合を含む)	

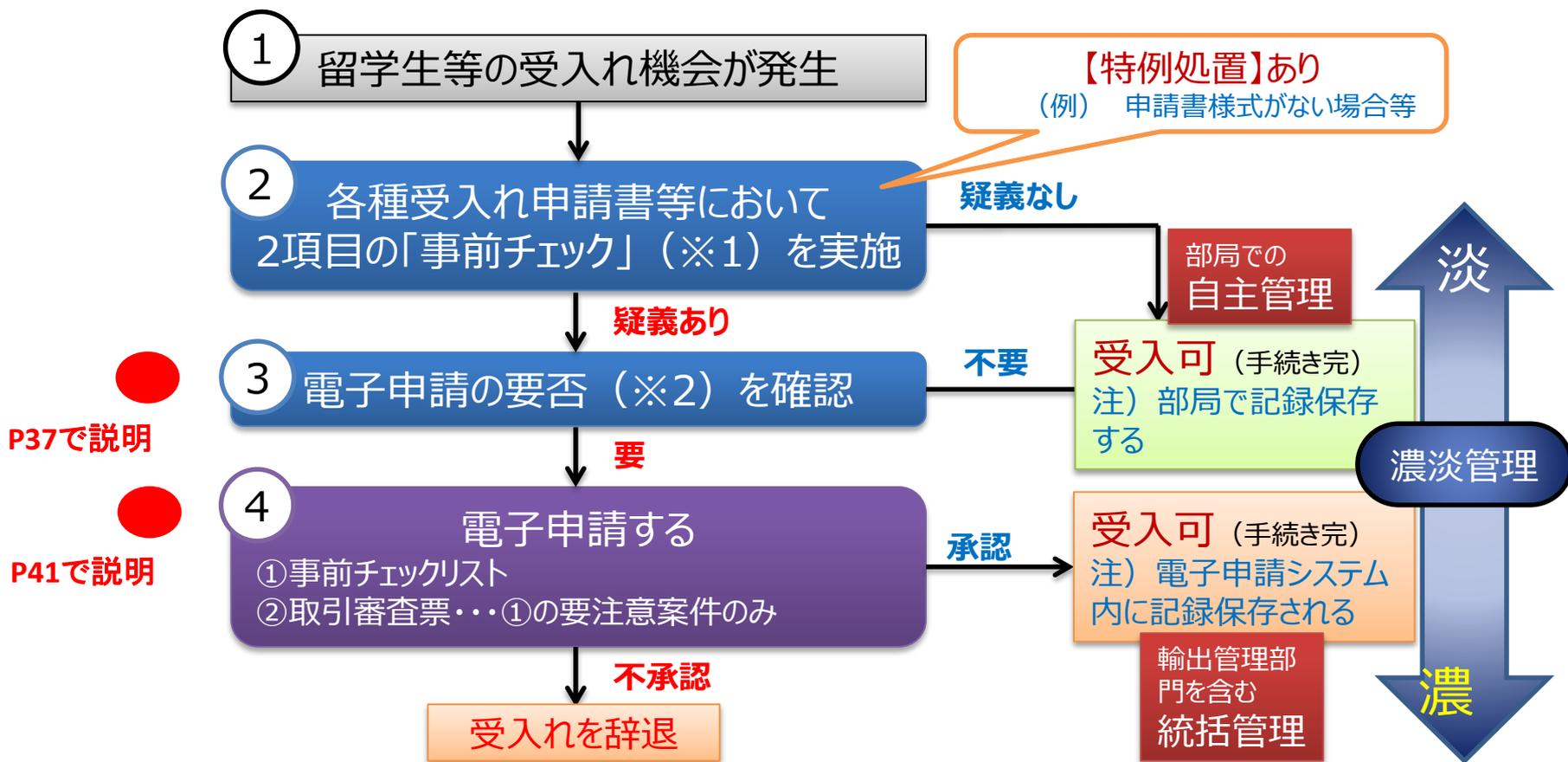
慎重な審査を要する案件

(例2)リビアから留学生の受入れ

②~⑤は、輸管HP掲載の「疑義のある事項」に相当

4.3. 留学生等の受入れの学内手続きフロー

留学生等・・・外国人研究者・海外からの訪問者を含む



(※1) ...①外国ユーザーリスト、②その他疑義のある事項
 (※2) ...電子申請要否の事前チェックシート
 上記の(※1) (※2)は、安全保障輸出管理HPに掲載

4.5.受入れの事前チェック（輸管チェック）

各種受入れ申請書等において
2項目の「事前チェック」（※1）を実施

平成 年 月 日

学研究科長 殿

専攻長氏名 _____ (印)

研究科客員教授・研究員受入れ申請書

(フリガナ) 氏 名	国 籍	
生 年 月 日	年 月 日	
受 入 教 員		

【安全保障輸出管理の事前チェック】

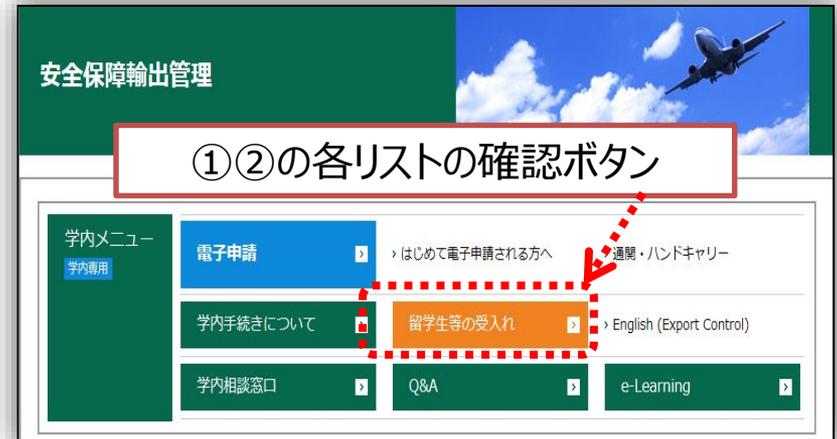
① 外国ユーザーリスト（※）に掲載の企業・組織に所属したか？（はい、いいえ）

② 疑義のある事項（※）に該当するか？（はい、いいえ）

①②とも「いいえ」なら受入可、①②のいずれかが「はい」なら電子申請（※）し承認を得る。

（※）は、産学連絡推進本部輸出管理 HP (<http://www.sangaku.nagoya-u.ac.jp/export/>)に掲載

注) 1) 氏名には、日本語(フリガナ)のフリガナを付し、漢字の場合には、ローマ字を付すこと。



- ① 外国ユーザーリストに掲載企業等に所属したか？
（はいいいえ）
- ② 疑義のある事項に該当するか？（はいいいえ）
- ①②とも「いいえ」なら受入可、いずれかが「はい」なら
電子申請し最終承認を得る。

(例 1) **懸念の少ない案件**

- ①外国ユーザーリスト所属 ■ いいえ
- ②疑義ある事項に該当 ■ いいえ

(例 2) **慎重な審査を要する案件**

- ①外国ユーザーリスト所属 ■ いいえ
- ②疑義ある事項に該当 ■ はい

4.6. 受入れの事前チェック（輸管チェック）

留学生等の受入れ用チェックリスト

学内専用

海外からの訪問者・外国人研究者・留学生の受入れに際し、各部署で使用の「受入れ用の申請書等」における「安全保障輸出管理の事前チェック」欄は以下のリストで確認してください。

疑義のある事項左のタイトルをクリックするとリストにジャンプします

リスト	特記事項
外国ユーザーリスト (経産省HP)	外国ユーザーリストに掲載の企業・組織は現在以下の11か国です。 ※アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港
疑義のある事項	左のタイトルをクリックするとリストにジャンプします



留学生等の受入れ



①外国ユーザーリストへ

②疑義のある事項へ

○疑義のある事項

学内専用

以下の項目にひとつでも該当する場合は、「疑義のある事項」となります。

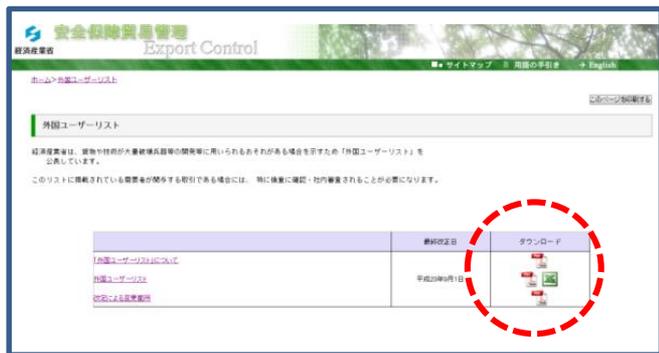
【チェック】
1) 過去に所
2) 国・地域

- ・留学や研究等の目的
- ・派遣元情報
- ・軍関係情報
- ・国籍 ……その他懸念情報

- 訪問又は
- 派遣元
- 派遣元
- 外国の
- 外国の
- 国籍が
- 国籍が
- その他、懸念情報を入力している場合（外国ユーザーリスト掲載の組織に所属したことがある場合等を含む）
- その他、懸念情報を入力している場合（外国ユーザーリスト掲載の組織に所属したことがある場合等を含む）

【総合判定】上記のいずれかに該当する

はい、いいえ



注) 経済産業省ホームページ内

4.7.受入れの事前チェック（輸管チェック）

○疑義のある事項

学内専用

以下の項目にひとつでも該当する場合は、「疑義のある事項」となります。

【チェック時の注意点】

- 1) 過去に所属した経歴がある場合も、該当事項に含める。
- 2) 国・地域については、国籍のほか、出身地、現在の居住地、勤務場所も含める。（複数チェック）



- 訪問又は留学、研究等の目的が不明又は明確でない
- 派遣元（機関等）が不明又は明確でない
- 派遣元（機関等）が「核兵器等の開発等」を行う又は行ったことがあるとの情報を入手している
- 外国の軍・兵器製造業者に所属する又は所属したことがある
- 外国の軍・兵器製造業者と密接に関係がある機関に所属する又は所属したことがある
- 国籍等が輸出令別表第3の2地域（アフガニスタン、※中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン [10カ国]）の場合 注※平成26年9月15日より追加
- 国籍等が輸出令別表第4地域（イラン、イラク、北朝鮮 [3カ国]）の場合
- その他、懸念情報を入手している場合（外国ユーザーリスト掲載の組織に所属したことがある場合等を含む）
- ○○研究室（教員）の保有技術が機微度レベルAに区分された場合、もしくは機微度リストに基づき電子申請が必要との連絡を部局等から受けたとき

注）別に、外部（経産省、外務省、他大学等）から審査に関する照会を受けた場合は、輸出管理部門より、特別に疑義事項（要統括管理事案）として電子申請を要請することがあります。

【総合判定】上記のいずれかに該当する

はい、いいえ

4.8. 電子申請 / 留学生等の受入の場合

電子申請する

(例2) P-34

慎重な審査を要する案件

リビアの大学から医学研究科テーマ「小児科学・成長発達医学の研究」にて、留学生（博士課程）受入れ

対象文書

記入要領・入力例
電子申請要否の確認

記載要領、
記載例

*チェック日	2016-10-07		
*チェック者名	<input type="text"/>	*チェック者所属	大学本部
*連絡先	<input type="text"/>	e-mail	<input type="text"/>
*提供者	名古屋太郎	*提供者所属	教育発達科学研究科
*提供技術又は輸出貨物の名称			
小児科学・成長発達医学の研究			
*提供技術又は輸出貨物の仕様等(メーカー、型番など)			
上記に関する技術(現時点にて提供予定の技術は、外為令・別表1~15項に非該当)			
*該非判定をする際の根拠となる資料			
履歴書、研究計画書			
*技術又は貨物の仕向地(国名)			
リビア			
*技術提供先又は貨物輸出入先名称			
留学生B			
*需要先名称			
留学生B			
需要先所在地(任意)			
※(留学生Bの住所を記載)			
*用途			
文部科学省の国費留学生であり、博士後期の課程に進学承認科学成長発達医学の研究を行う。修了後リビアに帰国して小児医療研究を行う予定である。			

◎指導教員の研究内容(指導する研究)がわかる内容の記載及び資料を添付(例)論文やHP等

◎受入れ者の経歴や勤務先情報、及び研究目的やテーマ等の資料を添付(例)履歴書、研究計画

◎用途(留学等目的や帰国後の活動等)に疑義がない(軍事用途等に使われない)ことがわかる記載をする。

4.9.電子申請／法令チェック／留学生等の受入の場合

- ①フローの方式にすることで、拒否感を緩和
- ②結果（到達先＝リスク度合い）で審査に濃淡付け

< 海外からの訪問者及び外国人研究者・留学生等の受入の場合 >

- このシートは海外からの訪問者及び外国人研究者・留学生等の受入についての可否判断を行います。
- 受入決定又は受入後に技術提供の場合は、< 技術の提供・貨物の輸出 >の事前チェックシートを起票し、提供技術に対する提供可否判断を行ってください。

日本で雇用関係を結んでいるか？	<input type="checkbox"/> はい(居住者)	→	一次審査のみ実施
↓ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ			
来日後、6か月を経過しているか？	<input type="checkbox"/> はい(居住者)	→	一次審査のみ実施
↓ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ			
輸出管理の対象となる設計・製造・仕様に関する技術の提供はあるか？	<input type="checkbox"/> いいえ (表訪訪問や人文系の打合せ等)	→	一次審査のみ実施
↓ <input checked="" type="checkbox"/> はい又は不明			
提供する又は提供の可能性がある技術は、「 基礎科学分野 」又は「 公知の技術等 」にあたるものか？	<input type="checkbox"/> はい	→	一次審査のみ実施
↓ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ又は不明			
外国ユーザーリストに掲載の組織か？	<input type="checkbox"/> はい	→	相談を希望するか？
↓ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ			<input type="checkbox"/> はい
			↓ <input type="checkbox"/> いいえ (※)受入を希望の場合は「はい」を選択
			→ 一次二次審査実施
			→ 原則、受入不可
リスト規制対象(1～15項に該当)の技術を提供するか又は提供する可能性があるか？	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	→	受入に当たり、その他経路のある事項はないか？
↓ <input type="checkbox"/> はい			<input type="checkbox"/> はい
			↓ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ (注)注がある=訪問目的が不明、軍の関係者等)
			→ 一次審査のみ実施
			→ 一次二次審査実施
一次二次審査実施			
* 判定	一次二次審査実施		

<1>
輸出管理対象となるか確認項目

慎重な審査を要する案件

(例2)P-34
リビアから留学生の受入れ

<2>
輸管リスクの度合いを確認し、審査方法決定する部分
①二次審査省略
②二次審査実施
③取引審査票によるチェック

チェック部分の入力が完了すると「最終結果」が表示されます。

4.10.電子申請／取引審査/留学生等の受入の場合

輸出取止め

申請日 2016-09-16

申請者名 申請 太郎 (代: 石川 綾子) 申請者所属 アイソープ総合センター

輸出者名 注高 駿子 輸出者所属 大学本部

連絡先 1111

【件名】提供技術又は輸出貨物の名称 注) 提出前に【件名】を追加すること。

リスト規制品の輸出 装置の輸出

提供技術又は輸出貨物の仕様等(メーカー、型番など)

××電子株式会社: NU-001

該非判定をする際の根拠となる資料

添付のメーカー該非判定書及びカタログ

該非判定結果(1~15項)				
<技術の提供>	外為令別表:	項		号
なし				
<貨物の輸出>	輸出令別表第1:	7	項	8
該当				

技術又は貨物の仕向地(国名)

チリ

技術提供先又は貨物輸出先名称

チリ××研究所

需要者名称

Dr.△△

需要者所在地

用途

チリの○○高原で行っている宇宙放射線の観測機器に供給する電源として使用する。観測終了後日本に積み戻す。

用途の種類 その他 参考資料有 [注]有の場合には結果時に添付

①「提供技術又は輸出貨物の名称」の入力欄は【件名】を追加ください。
E x . 【リスト規制品の輸出】

②修正箇所がある場合は、追記、修正をお願いします。

③「用途の種類」は今回輸出する物の使用目的や用途が、「大量破壊兵器関連」「軍需関連」「その他」のいずれにあたるか選択ください。通常は（軍事目的がない場合）には、「その他」を選択ください。

1. 用途チェック

(1) 用途要件のチェック

核兵器の開発、製造、使用

軍用の科学製剤の開発、製造、使用

軍用の細菌製剤の開発、製造、使用

軍用の科学製剤若しくは細菌製剤若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵

300km以上運搬することのできるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵

300km以上運搬することのできる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵

核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵

核融合に関する研究

原子炉又はその部品若しくは附属品の開発、製造、使用若しくは貯蔵

重水の製造

各燃料物質の加工

核燃料物質の再処理

以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの。

① 化学物質の開発若しくは製造

② 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵

③ ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵

④ 宇宙に関する研究

輸出令別表第3の2地域(※1)向けの場合で、通常兵器の開発、製造若しくは使用(※1)アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン[11カ国]

④「用途」チェックは今回の輸出する物等について大量破壊兵器の使用用途があるかのチェックです。
プルダウンにて「はい」「いいえ」で選択ください。

⑤「需要者」チェックは、輸出する物等を使用する者（需要者）が大量破壊兵器開発に関連するかのチェックです。
プルダウンにて「はい」「いいえ」で選択ください。

2. 需要者チェック

(1) 需要者要件のチェック

核兵器の開発、製造、使用

軍用の化学製剤の開発、製造、使用

軍用の細菌製剤の開発、製造、使用

軍用の科学製剤若しくは細菌製剤若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵

300km以上運搬することのできるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵

300km以上運搬することのできる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵

(2) 外国人ユーザーリストのチェック

需要者が外国人ユーザーリストに掲載の組織に所属しているか

5. 電子申請システムの導入効果

(紙媒体や電子メールの申請では得にくい効果)

5.1. 電子申請システムの導入効果 / 申請者から見たメリット

名古屋大学の電子申請システムでは、事前相談後の事前チェックリスト、取引審査票の審査・承認を行っている。

申請者から見たメリットは3つある。

1. 申請者の目から審査の見える化 ⇒ **申請者のストレスをためない**

申請者が、審査がどこまで進んでいるのか、審査者がどのようなコメント出しているかが、ワークフロー画面で確認できる。審査の段階ごとに、申請者へメールが自動配信され、次に何をすればよいのか分かりやすい。

2. 複写申請が可能で申請効率化 ⇒ **申請者負担軽減**

申請者がこれまで申請した案件のリストの一覧が画面上で確認でき、類似案件であれば複写申請ができる。初回の電子申請には通常15分から30分の入力時間必要だが、複写申請の場合1分以内で申請ができる。

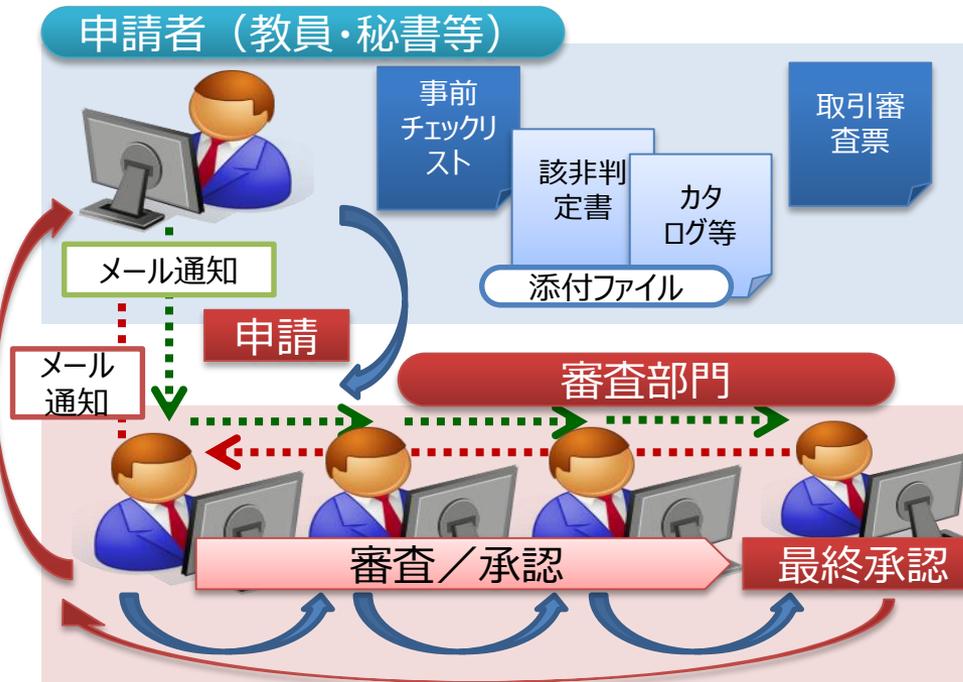
3. 審査ルートの振り分けで効率化 ⇒ **申請者へのレスポンスを改善**

事前チェックリスト内容により申請案件が自動で振り分けられ、機微度により1次審査のみ、2次審査まで必要、取引審査票が必要、原則受入不可の4つに、自動で振り分けられる。濃淡管理の考え方を活かした効率の良いシステムとなっている。

5.2. 電子申請システムの導入効果 / 審査者から見たメリット

導入効果・・・処理時間短縮、蓄積データ活用、申請時間の短縮

<決裁フローのイメージ>

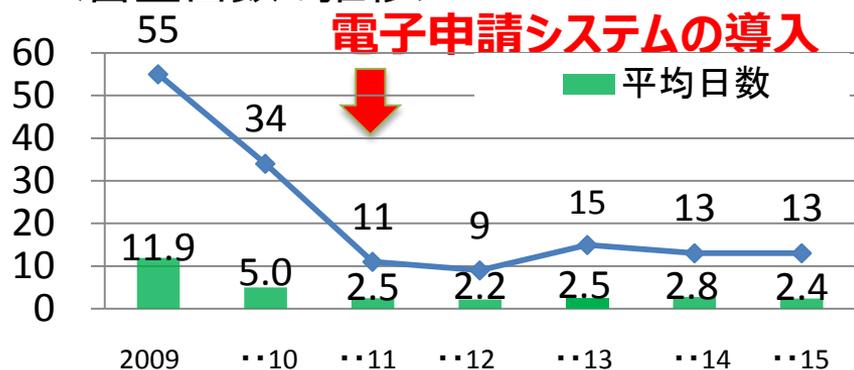


<画面例>

管理者画面

No.	文書状態	発行状態	WF状態	該非受付番号	判定	提供技術又は輸出貨物の名称
1	新規	発行(メール送信なし)後	完了	A000000001	-	LED
2	新規	発行(メール送信なし)後	完了	A000000010	-	紫外線LED
3	新規	発行(メール送信なし)後	完了	A000000011	-	LED LD の試作
4	新規	発行(メール送信なし)後	完了	A000000012	-	血流解析ソフトウェア
5	新規	発行(メール送信なし)後	完了	D000000001	-	ICポート、付属コネクタ、ケーブル
6	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000001	-	USB接続ポータブルハードディスクドライブ
7	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000002	-	デスクトップパソコンの電源ユニット
8	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000003	-	インジウム蒸流パイ
9	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000005	-	マグネットポンプ
10	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000007	-	レーザー距離計
11	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000010	-	音響光学素子およびコントローラ
12	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000011	-	ネットワークカメラおよびイーサネット送電アダプタ
13	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000012	-	レーザー光計測機器
14	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000013	-	GPS受信機
15	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000014	-	無停電電源装置
16	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000015	-	光学素子(レンズ、フィルタ)(ソーボ製)
17	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000016	-	光学素子(ミラー、レンズ)
18	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000017	-	虹彩塗布
19	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000019	-	旋回粉砕器
20	新規	発行(メール送信なし)後	完了	E000000020	-	オイルチャージキット

<審査日数の推移>



No.	文書状態	発効状態	ワークフロー状態	受付番号	判定	提供技術又は輸出貨物の名称
-----	------	------	----------	------	----	---------------

★ 審査者からのポイント
過去の該非判定書、項目別対比表、審査・承認コメントがデータベース化されており、これを活用することで、ブレのない効率の良い審査・承認ができる。

5.3. 電子申請導入後の3つのチェックポイント～成功の秘訣～

チェックポイント1 チェックポイント2 チェックポイント3

<目標> 輸出管理システムの**浸透と定着・効率化**とともに**実効性ある仕組み**を構築する

(アピールポイントとして、**技術流出防止件数**で**費用/効果**を実績計上)

チェックポイント	指標	導入後改善	改善の方策	具体的な取り組み 成功の秘訣
1 浸透と定着 相談/申請	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理相談件数 ・該非判定件数 	<p>○ (30%増加)</p> <p>◎ (倍増)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員への周知活動の継続 ・幹部層には監査で改善アピール ・インフラ (HP等) 活用 	<ul style="list-style-type: none"> ① 説明会による啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・教授会説明会 (毎年監査時期に合わせ) ・新任教員研修会での説明会 (毎年4月) ② 監査で現状把握 <ul style="list-style-type: none"> ・役員会議で報告 ③ 教材提供、解説書、手引き類作成 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理ハンドブック、パンフレット等 ・Eラーニング研修
2 効率化 手続き簡素化 スピードアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の申請時間 ・審査者の処理時間 	<p>◎ (1/2に短縮)</p> <p>◎ (1/4に短縮)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの簡素化 ・データベース化で処理時間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ① 電子申請システム <ul style="list-style-type: none"> ・独自作成のワークフロー方式を採用 ② 濃淡管理を導入し、自己チェックを拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・留学生等の受入れ等での「自己チェック方式」等
3 実効性 継続性のある仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請者数 ・リピーター申請者数 	<p>○ (70人/年の増加)</p> <p>◎ (3倍に増加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口・ホームページ充実 ・教職員が嫌気を起さないように ・気軽に相談できる窓口とHP充実 	<ul style="list-style-type: none"> ① 窓口を審査部門の専門家に一本化 <ul style="list-style-type: none"> ・面談による相談対応を積極的に実施 ② ホームページの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・濃淡管理、相談時に活用できるホームページ ③ 出張相談を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者申請業務の閾値を下げる ・マニュアル見なくても申請できる
★ アピールポイント 費用/効果	<ul style="list-style-type: none"> ・技術流出防止件数 	<p>4件 (本年度より)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの顕在化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 機微技術の把握 (本年度から実施) <ul style="list-style-type: none"> ・保有技術の機微度と意識度で階層化

5.4. 電子申請システムの申請件数 / 昨年度からMac対応

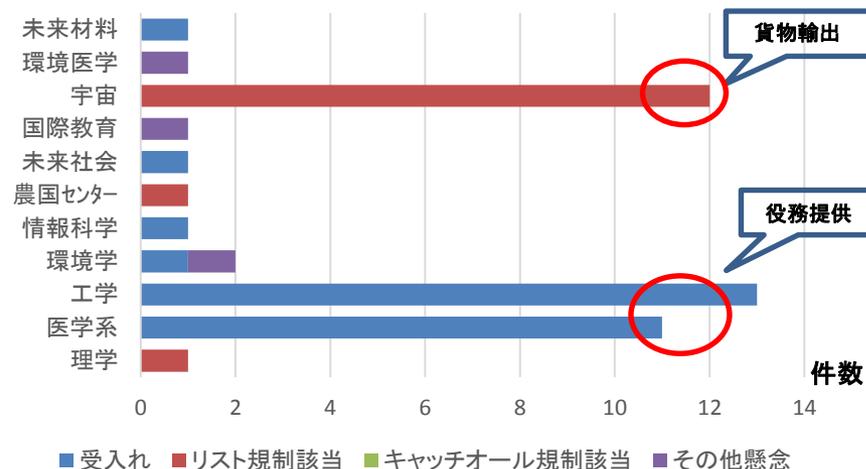
申請件数が増加

年度	2014	2015	2016
事前チェックリスト	353	336	625
受入れ(※1)	22	22	35
技術・貨物 (内、技術主体)(※2)	331 (13)	314 (4)	590
取引審査票	31	26	45
受入れ (外国ユーザーリスト) (懸念国)	20 (1) (7)	21 (5) (3)	27 (12) (7)
(国連武器禁輸国) (その他懸念)	(5) (7)	(3) (10)	(4) (4)
技術・貨物 (リスト規制該当)	11 (7)	5 (3)	18 (14)
(キャッチオール規制) (懸念国)	(0) (2)	(0) (1)	(0) (1)
(外国ユーザーリスト) (国連武器禁輸国) (その他懸念)	(0) (1) (1)	(0) (0) (1)	(1) (0) (2)
外務省から問合せ	1	4	3

(※1)取引審査票を起票は、輸出管理のリスク度の高い場合に起票される。したがって、輸出や技術提供後の管理にも留意が必要となる。



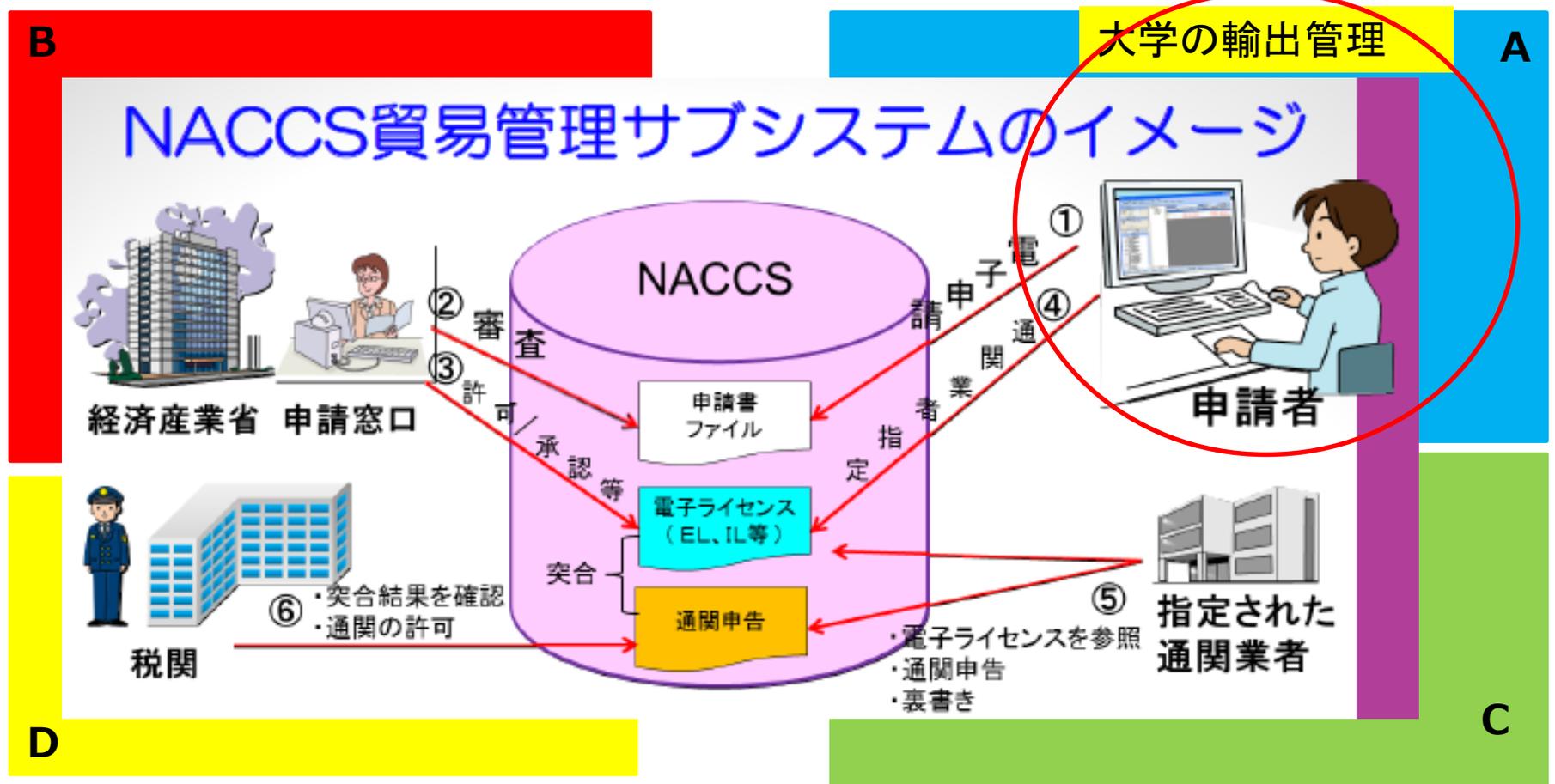
部局別の機微な案件数



5.5. 電子許可申請システム

2012年より導入

A,B,C,D の4機関で情報共有



- ①大学の輸出管理_電子許可申請
- ②経済産業省_審査
- ③経済産業省_許可・承認等
- ④大学の輸出管理_通関業者を指定
- ⑤通関業者_通関申告
- ⑥税関_通関の許可

6. 監査

1.背景・経緯等

- ・外為法（輸出者等遵守基準）の要求項目であり、学内規程で監査を定めている。
- ・2012年度から開始。（実績積み上げ、浸透もしてきた）

2.狙い

- ・監査を通じ**部局と情報交換し、双方が課題を共有して改善（リスク低減等）を図る。**
- ・**部局長及び事務関係者の意識を高め**、輸出管理の浸透、定着をはかる。

3.監査の方法

- ・対象部門：全部局（学部・研究科・附属研究所）
- ・方法：実態（リスク）に応じ①実施監査、②書面監査に分け実施
- ・監査人：輸出管理スーパーバイザー、輸出管理マネージャー、事務局メンバー
- ・実地監査部局側対応者：部局長、事務長及び事務関係者

4.実施手順

- ・定期監査実施（監査は全学対象、実地監査、許可取得案件の追跡調査、書面監査）



6.2. 監査（定期監査） / 監査内容

監査項目	方法	備考
①該当品の管理状況 ・許可取得分 ・少額特例適用分	担当教員との面談又はメールでの調査 ・管理状況（許可条件等の履行、輸出先での利用や管理状況、文書保管等）の確認	事前に研究室訪問等し実施
②部局による 自主管理の状況	ヒアリング調査（実地監査） ・自己調査票（海外発送、受入れ等の状況等につき事前記入） ・電子申請実績（該非判定、取引審査等） ・受入れ事前チェック資料、物品発送伝票	輸出管理部門からは部局の申請等の状況①の結果等を説明
③前年度のフォローアップ	・前年度監査で指摘事項（依頼事項）の対応（再発防止等の取組）等の確認	
④改善等に関する 意見交換	<2013年度の場合> ・Eラーニングの要望（部局からの要望） ・受入れに関するパンフレットの作成（部局からの要望）	<実現> →2014年10月 →2013年12月
⑤その他 <啓発機会>	研究科長、事務長等に対する最新の動向説明 部局の申請状況、機微取引等の事例説明	

7. 啓発活動

- 管理体制等の制度を確立しても、これを機能させる人（教職員、学生、実務担当者）が育たなければ制度にキモが入らない。
トップマネジメントはこれを実行できる環境を創ることである。啓発・教育で必要な、階層ごとの説明会、学内外の研究会、啓発ツール(e-learning)の拡充が不可欠である。

7.1. 啓発活動（教育・研修等）・・・主な活動

- 教職員の意識・知識を高め、教職員が申請や相談してもらうようにすること
- 啓発活動は、継続的、地道に、あらゆる方法・機会を利用する・・・近道なし

項目	内容	時期	備考／検討内容
説明会・研修会等	新任教育研修	毎年4月	新任教員研修会で実施
	部局別説明会	毎年10～1月頃	教授会等での説明会
配布資料	教職員向け研修会 ★大学院講義（留学生含）	定期開催（毎年） 今年から開始	定期開催（毎年） 研究リテラシーで講義
	ハンドブック [第5版] 2017更新	2～3年毎更新	全教職員へ配布
	★受入れ用パンフレット （担当教員、受入れ者用）	2013年12月作成、 2016年3月改訂 ホームページにも掲載	手続きを分かり易くする 受入れ者用に英文版あり
電子教材	経産省作成パンフレット	入手し全員に配布済	説明会等でも利用
	輸出管理ホームページ	2017年4月リニューアル	個別指導等でも利用
	★Eメール研修	2013年後期のみ	全6回、メールマガジン方式
	★Eラーニング	2014年10月開始	負担の少ない方式を検討
その他	①個別相談の機会に訪問・丁寧な指導、積極的な支援等 ②監査での部局長、事務担当に対する啓発（最新情報の提供、意見交換等）		

7.2. 啓発活動（教育・啓発等）

「留学生の受入れ管理パンフレット」

＜概要＞ 留学生等の受入れや受入れ後の手続きをコンパクトにまとめた紙面。日本語・英語対応。

＜発行＞ 2013年12月、2016年3月改訂版

＜種類＞ 5種。A, B, D教職員用 C, E留学生等。

[パンフレットA] …受入手続きを行う時

[パンフレットB/C] …受入れ者在籍中

[パンフレットD/E] …受入者帰国時



「（英語版）輸出管理ホームページ」

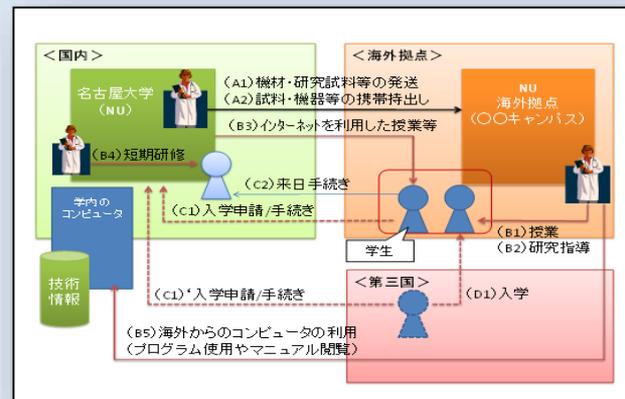


＜概要＞安全保障輸出管理の法令・制度
名古屋大学での体制とシステムを掲載

「海外拠点における安全保障輸出管理マニュアル」

＜概要＞キャンパス・アジア等学の海外拠点に在籍する教職員・留学生等に対して必要な知識や手続きの要点を示したもの

＜発行＞2014年10月 現在改訂中



7.3. 啓発活動/e-Learningの概要・受講方法

<概要>

- 部局からの要望を踏まえ輸出管理部門で作成（2014年度から）
- 自席、学外から、教授会等での説明会に出席しない教職員のほか、**学生の受講も可能**

<内容・受講方法>

- NUCTを利用して受講する。
 - 「教材」と「チェックテスト」の構成
 - ・「安全保障輸出管理の法令制度」
 - ・「学内手続き」
 - **初心者向けで、基本的な知識の習得**ができる
- 注2) NUCT：大学等で広く使われているe-Learningシステムの一つで、教員が教材や設問を作り、ネットワーク環境を利用して授業を行うことができる。

<反響> アンケート結果より

- ・輸出管理の基本的なことを学べた。輸出等に注意したい。
- ・テキストが分かり易く効果的に学ぶことができた。
- ・研修を繰り返し行うことができるのが良い。

NAGOYA UNIVERSITY

e-Learning研修

日本語版

安全保障輸出管理法令制度概要と学内手続き

【法令制度1】 安全保障輸出管理とは
 【法令制度2】 外為法上の対象となる行為
 【法令制度3】 経産省の許可が必要な場合
 【法令制度4】 技術の提供

【学内手続き1】 安全保障輸出管理体制
 【学内手続き2】 学内手続きフロー
 【学内手続き3】 学内手続きが必要な場合
 【学内手続き4】 電子申請
 【学内手続き5】 留学生等の受入れ手続き
 【学内手続き6】 (おわりに) /お願しいたいこと

◆本テキストは、基礎的な安全保障輸出管理制度の概要（p 2～8）と学内手続き（p 9～22）を解説しています。
 ◆はじめて受講される方は、最初にこのテキストを受講してください。

名古屋大学 輸出管理担当
 (2017年3月 第3版)

安全保障輸出管理

学内メニュー
 学内専用

電子申請	> はじめて電子申請される方へ	> 通関・ハンドキャリー
学内手続きについて	留学生等の受入れ	> English (Export Control)
学内相談窓口	Q&A	e-Learning

輸出管理ホームページからログイン

> e-Learning

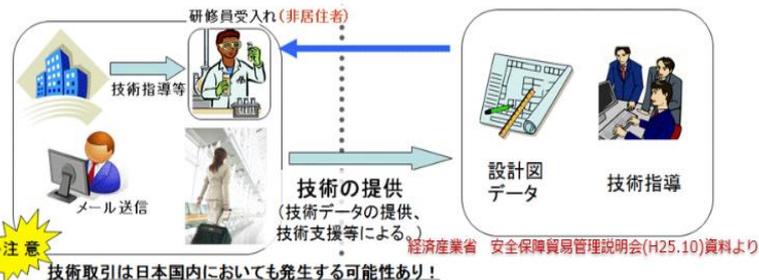
NUCT

7.4. 啓発活動 / e-Learningのコンテンツ (日本語)

研修テキスト

技術の提供に係る規制

2 輸出管理が必要な場合か？



注意

技術取引は日本国内においても発生する可能性あり！

大学で発生する技術の提供の機会と例

主な機会	主な具体例
<ul style="list-style-type: none"> 留学生・外国人研究者へ研究指導 外国の大学や企業との共同研究 外国からの施設見学 外国の研究者などが参加する非公開の講演会・展示会 	<ul style="list-style-type: none"> 技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 電話や電子メールでの提供 授業、会議、打合せ 研究指導、技能訓練 研究施設の見学 工程説明、資料配付 技術情報の口頭説明やパネルに展示する

- Check!
- ◆ 技術の提供は大学内のいたるところで発生！
 - ◆ 海外出張での持出し、留学生等への指導、国際電話、メールなども注意！

■ 図表等による解説部分

②輸出管理が必要な場合は、もう一つあります。

②輸出管理が必要な場合「技術の提供」について

「技術の提供」とは、設計書や仕様書、マニュアルや試作品などの技術情報を、紙や、メール又はUSBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導やセミナーでの技術支援なども含まれ、形態は様々です。

大学でよくみられる「技術の提供」の例は、

- (1) 外国で、未公開の技術を一般公開されない学会やイベントで発表する。
- (2) 外国で、海外の共同研究先の相手と技術打合せをする。
- (3) 国内で、居住者でない留学生や外国人研究者に研究指導する。
- (4) 海外の大学や研究機関等から一時的に来日する相手と技術打合せをする。
- (5) 海外からの訪問者に、一般公開していない研究設備を見せる。
- (6) 海外の研究者、知人等にメールや電話等で未公開の技術情報を交換する。等があります。

教職員、学生、外国人研究者、留学生がこのアクションをとる場合は、②輸出管理が必要な場合となります。

■ 説明文による解説部分

チェックテスト

問題 1 / 10

輸出管理の対象となる行為は「貨物の輸出」と「技術の提供」である？

- A.
- B.
- 選択をリセット

前 次 保存

- A. フィードバック:
- 外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)48条により「貨物の輸出」、同法25条により「技術の提供」を規制することで、軍事転用可能な貨物や技術が大量破壊兵器の開発等に利用されないようしています。
- B.

×

■ チェックテスト部分

- ・法令編10問、学内手続き編10問
- ・○×で回答を行う
- ・正誤と解説を参照できる

7.5. 啓発活動 / e-Learningのコンテンツ (英語)

研修テキスト (例)

e-Learning

For international students etc.

Feature of Japanese Export Control System and important point in campus

1. Feature of Japanese Export Control system
 - (1) Japanese Export Control system
 - (2) List control
 - (3) catch-all control
2. Notes of Export Control at Nagoya University
 - (1) Notes for international students when living in Japan
 - (2) Notes for international students when leaving Japan
 - (3) How to get information and inquiry counter

Export Control Administration at Nagoya University

Point2 If you are engaging in the "export of goods"

Example 1 Sending out goods overseas
Sending objects across national borders. For example, sending samples, materials, research equipment connected with research to a researcher in your home country or another overseas country.

Example 2 Taking goods overseas
Taking objects across national borders. For example, taking electronic equipment or samples connected with research with you when you leave Japan.

受講データ分析 (例)

表示: 最高点の提出物

問題番号	受講者数	正答率
問題 1	228	89
問題 2	228	97
問題 3	228	99
問題 4	228	98
問題 5	228	71
問題 6	228	96
問題 7	228	97
問題 8	228	99
問題 9	228	94
問題 10	228	85

誤りやすい内容をチェック
↓
指導や説明資料等の改善へ

統計情報: 1. チェックテスト・結果
提出状態 | 得点 | 問題 | 統計

表示: 最高点の提出物

質問

チェックテスト (例)

If you go to a laboratory of nuclear technology and want to discuss with staff, you may need a permission of academic advisor.

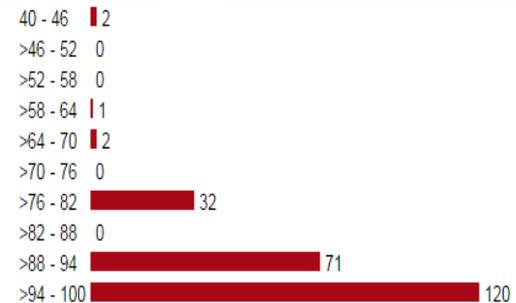
○ A ○
○ B ×

○ A ○
○ B ×

Be sure to get a permission of academic advisor if you enter another laboratory of nuclear technology and fields for which export control (refer to the "Examples of technologies and fields for which export control is particularly necessary") or interact with international students, etc. from that laboratory about research content.

回答と解説

得点 受講者数



8. 技術流出防止

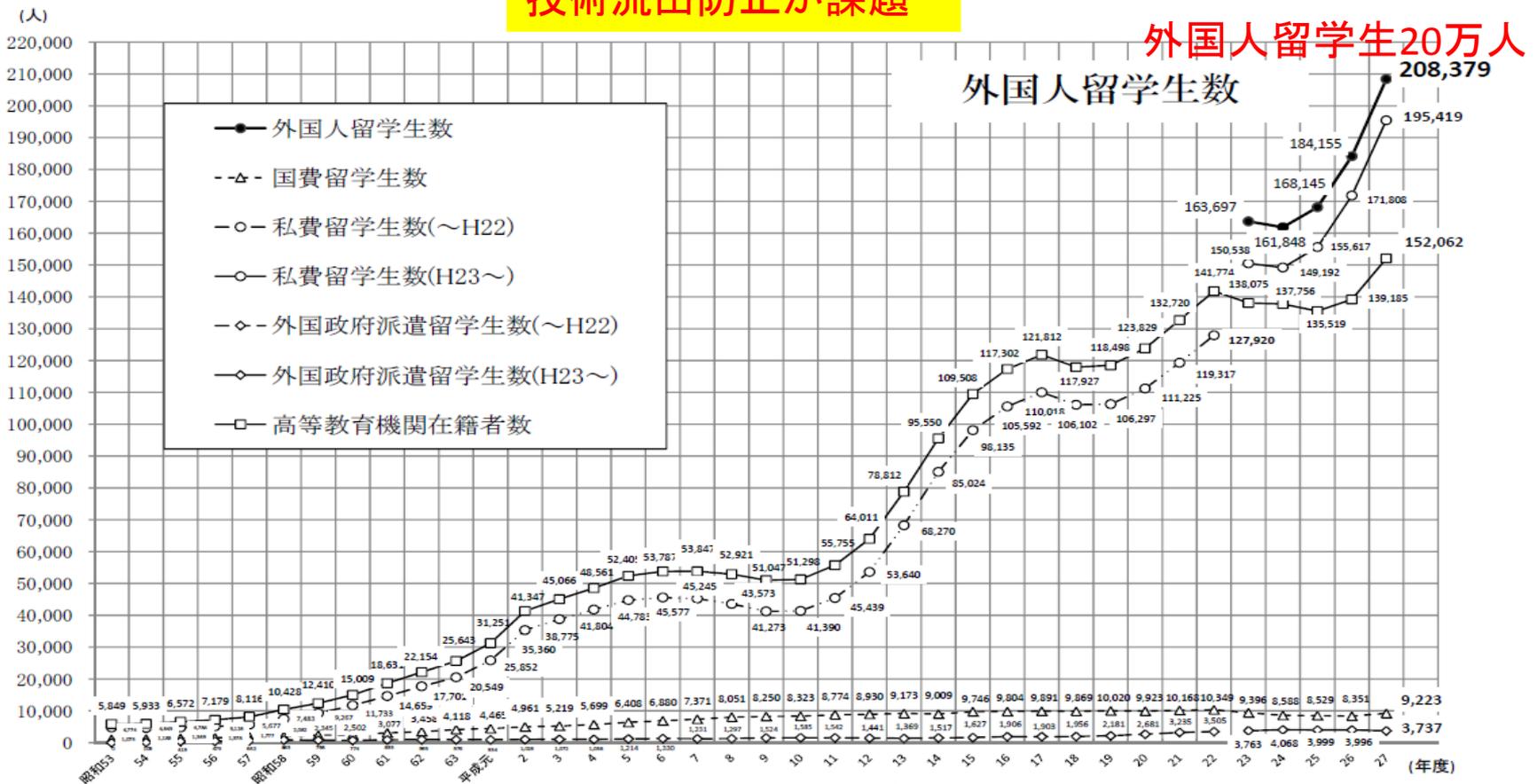
8.1. 大学等において、なぜ安全保障輸出管理が必要か？

国際的な学術交流が高まり、留学生、外国人の研究者が著しく増加してきています。これに伴い、海外への技術提供や国内の非居住者へ接触する機会が一層増大し、大量破壊兵器の開発等につながる技術や貨物が大学より流出・拡散する可能性が高まってきています。



技術流出防止が課題

技術：研究内容
貨物：研究対象物、研究設備



出典：独立行政法人日本学生支援機構(JASSO) (H28.3)

8.2. 大学における輸出管理の重点課題 / 機微度の把握、留学生への啓発

● 安全保障輸出管理に関連した技術の流出

技術の流出パターン	
A	◎ 教職員からの流出（提供） 例 国際的共同研究等
B	◎ 留学生・外国人研究者からの流出（提供） 例 帰国時等
C	◇ 学生（留学生以外）からの流出（提供） 例 留学時等
D	◇ その他提供意思のない流出 例 サイバー攻撃等

技術内容の機微度



管理体制、管理システム構築済みの大学もあるが、技術の流出（技術の提供）に関して、教職員や留学生等の知識や認識が十分とは言えない。

《課題》 教職員等や留学生等の認識不足や不注意からの機微技術流出を防止すること。

● 《 解決方法（取組み） 》

A 教職員等からの流出

◎ 研究内容の機微度調査

CASE-A・・・調査活動で濃淡管理

B 留学生・外国人研究者からの流出

◎ 留学生等への普及啓発活動

CASE-B・・・大学院の講義、説明会

P61 Case-A

調査（抽出）対象

- [ポイント]
- ・ 研究に使用する市販測定器や工作機械等は除外
 - ・ 教員に多大な負担（用役）がかからないこと

1. **研究対象である物**
2. 研究過程で製造（生成）される**試料や中間生成物**
3. 本学で設計・製造する**測定機器や試験装置、観測用の装置**

調査の着眼点

濃淡管理モデル構築（案）

研究者の機微研究内容抽出

機微度評価で要注意の内容

- ・ 係る技術の規制あるもの
- ・ ホワイト包括適用外
- ・ 大量破壊兵器関連（1～4項）

研究者の意識・管理レベル把握

- ・ e-learningの実施
- ・ 輸出管理実績



濃淡管理に反映

研究内容 … 3段階評価

- ・ 機微度 大
- ・ 機微度 中
- ・ 機微度 小

濃淡管理に反映

意識度 … 3段階評価

- ・ 良好・普通・低い

8.4. 輸出管理の重点課題 / 受入に際し入口、中間、出口管理

留学生啓発

P61 Case-B

	入口管理	中間管理		出口管理
留学生等	受入れ時	在籍時		帰国時
来日経過	説明会	説明会・講義		説明会
		来日から ※1 6か月未満	来日から 6か月以降	
外為法 「技術の提供」 の規制	—	○ 〔外為法 25条1項〕 非居住者	—	△ ※2 〔外為法 25条1項〕 居住者 (→非居住者)
ポイント	技術提供が未発生 なため		居住者 あつかい	
その他 注意点		※1 雇用関係が あれば居住者		※2 技術の持出 しに注意が必要
技術提供 の例示		<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導 ・実験データの提供 ・共同研究 ・研究施設の見学 		<ul style="list-style-type: none"> ・実験データや 研究資料の持 ち出し

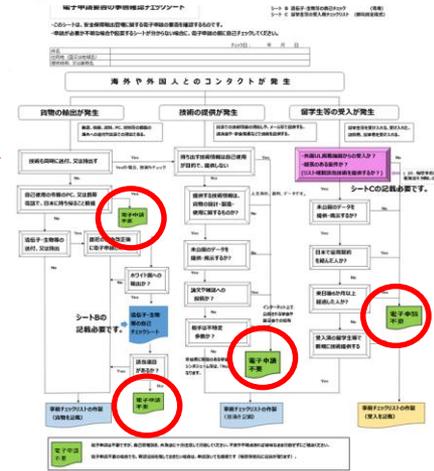
8.5. 輸出管理における濃淡管理：名古屋大学の特長

□ 申請者側(教職員)

※濃淡管理:リスクに応じ濃淡をつけた管理を行うことにより、輸出管理の実効性を高め、同時に業務の効率化をはかる。

- 1.自己使用する貨物の一部について電子申請を省略
- 2.公知な技術及び基礎科学分野の研究活動について該非判定を省略
- 3.非該当であって取引内容に疑義にない場合は取引審査票を省略
- 4.事前チェックリストのフロー処理の結果により二次審査を省略
- 5.留学生等の受入れ申請書に「事前チェック欄」を導入し電子申請一部省略

○ 電子申請を省略できる



留学生等の受入れ用チェックリスト

海外からの訪問者・外国人研究者・留学生の受入れに際し、各部署で使用する「受入れ用の申請書等」における「安全保輸出管理の事前チェック」欄は以下のリストで確認してください。

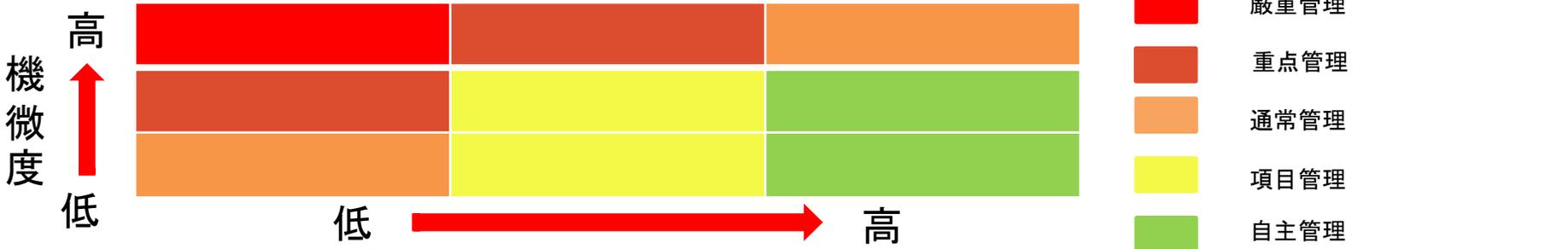
該当のある事項左のタイトルをクリックするとリストにジャンプします

リスト	特記事項
外国ユーザーリスト (経産省HP)	外国ユーザーリストに掲載の企業・組織は現在以下の11か国です。 ※アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港
経典のある事項	左のタイトルをクリックするとリストにジャンプします

□ 審査側(輸管部門・部局事務)

- 教職員が保有技術を非移住者に開示する場合、保有技術の機微度と法令遵守意識で濃淡管理
- 留学生等受入時に、受入先の保有技術の機微度と法令遵守意識で濃淡管理

CASE-A・・・調査活動で濃淡管理



8.6. 文部科学省 産学官連携リスクマネジメントモデル事業

産学官連携リスクマネジメントモデル事業

平成27年度予算額：73百万円

背景

- ・近年の産学官連携の進展・進化により、大学の潜在的リスクが増大。(例:利益相反による信頼低下、学生等を通じた技術流出等)
- ・適切な産学官連携の推進のためには、リスクマネジメントの強化による大学のインテグリティ(社会的信頼)の確立が不可欠。
- ・産学官連携を推進する上で生じるリスクマネジメントの強化が必要。(「科学技術イノベーション総合戦略 2015」)

事業

- ・事業実施機関においてリスクマネジメントの仕組みを整備・運用し、望ましいモデルを確立。
- ・事業実施機関のみならず、全国の大学等の産学官連携リスクマネジメントを推進するためのネットワークを形成。

利益相反マネジメント

【課題】 産学官連携を推進する場合、企業側の利益と、大学側の利益とが衝突するため、適切な利益相反マネジメントが必要(例えば、連携先企業の事業に有利なデータ収集による客観性欠如といった社会的疑念を抱かれないようにマネジメントすること)。

【取組方針】 実効的かつ効率的なマネジメントの仕組みや、マネジメントノウハウ共有の仕組み、組織としての利益相反への対応等について、モデル的な取組を促進していくことが必要。

(平成27年度採択機関)

東北大学、東京医科歯科大学、東京大学、滋賀医科大学



産学官連携 リスクマネジメント ネットワークの構築

技術流出防止マネジメント

【課題】 本格的な産学官連携を推進していく際、機密性の高い情報(例えば、企業の事業戦略情報等)を大学側が保持するケースも増加しうることから、営業秘密管理の強化が必要。また、軍事転用可能な技術等に関する適切な安全保障貿易管理は、大学等の社会的な信頼獲得のために必要。

【取組方針】 研究者が適切な技術流出防止マネジメントを実行できるよう環境を整備していくこと、マネジメント人材を配置すること等について、モデル的な取組を促進していくことが必要。

(平成27年度採択機関)

名古屋大学、三重大学、九州大学

- ・2015年、2016年度文部科学省受託事業(科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課)
- ・技術流出防止マネジメントは、**安全保障輸出管理**と**営業秘密管理**(研究関連情報の秘密管理)を含む。
- ・2016年度採択大学：**名古屋大学**・**三重大学**

8.7. 名古屋大学でのモデル事業概要（輸出管理）

総長のリーダーシップ NU MIRAI(大学ビジョン)

産学官連携に関する秘密情報管理 安全保障輸出管理

- 実効的体制・システムの構築
 - 不正競争防止法 **法的背景** 外国為替・外国貿易法
 - 秘密管理体制 **管理体制** 輸出管理体制
 - ガイドライン・様式 **手続き** 輸出管理規程
 - 濃淡管理モデル **システム** 濃淡管理モデル
電子申請システム
全国展開
- 研究者等への普及啓発
 - 秘密管理研修 **eLearning** 輸出管理研修
学生へのインフォームドコンセント
- リスクマネジメント人材の確保・育成
 - 専任管理者 **要員確保** 専任管理者

● 事例把握
情報共有

- ・啓発ツール様式の提供と共有
- ・事例の提供と共有
- ・調査分析結果の共有

東海地区共有
全国波及

類型とリスクに応じた濃淡管理

類型	共同研究等	海外機関への技術提供 留学生等の受入れ 海外キャンパス設置
リスク度合い	秘密の重要性等	研究内容の機微度等
濃淡管理	技術情報等の濃淡管理	機微技術等の濃淡管理

○濃淡管理モデル： リスク、管理負担に応じ管理方法に濃淡をつけ、実効的な管理を実施

【輸出管理】： 研究室にて保有する研究内容の機微度等の法令上のリスク度合いを調査。機微度に基づきメリハリをつけて管理。
H27:学内調査 H28:ルール化検討

○総長プラン(NU MIRAI 2020)下のマネジメント：
【秘密管理】【輸出管理】： 総長によるリーダーシップ（総長プランNU MIRAI 2020）の下で、技術流出防止マネジメント等リスクマネジメントについて、関係部署の適切な協働や全学的組織の在り方を検討し構築。
H27:学内外調査・検討 H28:全学でモデルを推進

学術連携・産学官連携本部で推進

○技術流出防止eLearningシステムの構築：
【輸出管理】： eLearningにより各研究者へ基本的な知識を普及・啓発し、技術流出防止に関する意識と理解を向上・定着。
H27:輸出管理実施済 H28:改訂版リリース(予定)

○電子申請システム：【輸出管理】輸出管理を迅速に実施、電子データベース化できる「電子申請システム」にバージョンアップ。汎用モデルとして他大学等へ普及。
H27:リリース H28:他大学等展開中

9. まとめ（課題と今後の方向性）

- ・2009年から名古屋大学の安全保障輸出管の体制・システムを構築をし、8年目の現在までトラブルゼロを継続している。
- ・地道な啓発活動や相談対応により、教職員の認識は向上してはいるが、以下の課題がある。

◎ 課題

大学のグローバル化、留学生等の受入の増加から特に「技術の提供」の場面の輸出管理が今後の強化事項である。

「技術の提供」が見えないところで、頻繁に、様々な相手に対して起きている大学では、リスク、管理負担に応じた管理方法（濃淡管理モデル）を意識することが特に重要。

◎ チャレンジ

- 効率的で実効的な管理（**リスクと管理負担に応じた濃淡管理**）
「技術の提供」に焦点を当てて、実施中。

- ・研究内容の機微度調査と機微度に応じた審査等のシステム導入
- ・留学生等の受入れ時、在籍時、帰国時の輸出管理説明会・講義の充実
- ・海外拠点（海外キャンパス）等新たなケースにおける輸出管理等への対応